

BTMU

中国月報

第38号 (2009年3月)



CONTENTS

■ 特集

- ◆ 中国新企業所得税法総まとめ、増値税法の改正ポイントと中国税務行政の将来

■ 経済

- ◆ 中国経済の現状と見通し

■ 産業

- ◆ 香港の個人消費と内需関連市場の動向

■ 人民元レポート

- ◆ 全人代後の市場について

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：中国の会計・税務
- ◆ 人 事：経済危機が導く中国ビジネス推進モデルの変換

■ MUFG中国ビジネス・ネットワーク



目 次

■ 特 集

- ◆ 中国新企業所得税法総まとめ、増値税法の改正ポイントと中国税務行政の将来
NERA エコノミック コンサルティング 1

■ 経 済

- ◆ 中国経済の現状と見通し
三菱東京UFJ銀行 経済調査室 12

■ 産 業

- ◆ 香港の個人消費と内需関連市場の動向
三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在 16

■ 人民元レポート

- ◆ 全人代後の市場について
三菱東京UFJ銀行 (中国) 市場業務部 23

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：中国の会計・税務
プライスウォーターハウスクーパース中国 26
- ◆ 人 事：経済危機が導く中国ビジネス推進モデルの変換
マーサー ジャパン 29

■ MUF G中国ビジネス・ネットワーク 33

エグゼクティブ・サマリー

特集「中国新企業所得税法総まとめ、増値税法の改正ポイントと中国税務行政の将来」は、昨年1月から実施された新企業所得税の概要と本年1月から実施された増値税暫定条例の改正ポイントの解説並びに税務行政の将来について展望しています。新企業所得税法については恒久的施設と実質管理施設、移転価格関連等を中心に、増値税については固定資産の仕入増値税等に焦点を当てて解説した上で、中国税務行政の将来について、昨年10月より国家税務総局の組織改革により「大企業管理司」という新たな部門が設置され、税目や管理地域の枠を超えた横断的な税源管理が施行されており、この試みは中国の税務行政が企業の自主管理に傾斜しつつあることの表れで、今後、税務当局は事務の合理化を推進すると同時に、時にキャンペーン的に税務調査を行いながら納税者の遵法意識を高めて効率的な歳入の確保を目指していくものと見ています。

経済「中国経済の現状と見通し」は、2008年通期のレビューと2009年の見通しです。2008年第4四半期のGDP成長率が6.8%と、前期(同9%)から一段と低下した主因は、輸出の伸びの減速に加え大幅な在庫調整の可能性もあるとし、一部では下げ止まりの兆しを示す指標も出始めているなか、政府は8%成長維持を目指し、財政・金融・産業など多方面から対応策を拡充していることを踏まえて今後の経済動向を展望すると、輸出については中国製品の競争力や政策効果が悪化を限定的なものに止め、投資については世界的にみても迅速かつ大規模な政府の景気対策による下支え効果が見込まれ、消費については雇用、消費振興、社会保障等の消費対策が打ち出されていることから、2009年通年で8.0%成長を維持すると予想しています。但し、世界景気の想定以上の深刻化・長期化と各国の保護主義の台頭には注意を要すると指摘しています。

産業「香港の個人消費と内需関連市場の動向」は、リーマンショック以降の香港の個人消費の動向と内需関連産業の市場動向並びに今後の課題について纏めています。世界的な景気後退が鮮明化した2008年後半以降、雇用所得環境の悪化、資産価格の下落、海外からの渡航者数の伸び悩みを要因に香港の個人消費が失速するなか、代表的な内需関連産業である小売業、外食業、ホテル業では、香港市民と海外からの渡航者を含めた消費者の間で、不要不急の贅沢品や高級品の購入手控えや低価格志向を強める動き、買い得感を求める動きなどが広がりつつあるとした上で、今後、景気の後退感が強まるなかで全体としては事業環境が厳しさを増していくとみており、内需関連産業は品揃え・プロモーションの工夫を進めると同時に、業務効率化・コスト削減や店舗のスクラップ&ビルドに取り組むことが不可欠であると指摘しています。

人民元レポート「全人代後の市場について」は、全人代で審議される景気対策問題の行方と今後の市場動向について考察しています。足元では、4兆元の景気対策への期待、金融緩和の効果もあり、経済指標に改善基調が見られる一方で、人民元市場では今後の景気刺激策のための財政支出の増加を補う長期債の増発懸念から長期金利が反発を示しているとし、今後の長期金利の動向について、市場は景気対策が奏功して税収が増加するか或いは財政収入が落ち込み国債発行額が増加するかという点に注目しているとしています。但し、長期金利の上昇は政府が支払う利息を増加させ、長期に亘り国民に利息負担を負わせることとなるため、社会保障の引き上げによる消費刺激と安定的な経済発展に重きを置く政府の方針と裏腹にあるとも指摘しています。

スペシャリストの目

税務会計「中国の会計・税務」は、会計、税務について日系企業から受ける質問のうち実用的なテーマを取り上げQ&A形式で解説しています。今回は、①中国企業会計準則(新会計基準)における固定資産の取得原価確定に伴う除却費用にかかわる会計処理の留意事項、②増値税の税制改正動向、についてです。

人事「経済危機が導く中国ビジネス推進モデルの変換」は、日本国内で進んでいる企業の人員構成見直しの取組みが中国ビジネス推進のあり方に与える影響について考えています。中国進出日系企業の多くは、主な経営幹部や管理職ポジションを日本からの駐在員が占める「駐在員モデル」としていると分析した上で、バブル崩壊後の採用抑制、海外駐在を望まない社員の増加に加え昨今の新卒採用を抑制する動きから、今後駐在員供給力の脆弱化が進む一方で、中国人の人材層の厚みが増していく中、日本人に代わり中国人を積極的に要職に登用することが日系企業のチャレンジになってくるとし、こうした駐在員中心から中国人中心の中国ビジネス推進モデルへの変換に対し、図らずも今回の経済危機が背中を後押しすることになるとみています。



中国新企業所得税法総まとめ、増値税法の改正ポイントと中国税務行政の将来

NERAエコノミック コンサルティング 中国総代表
日本国公認会計士・税理士
鈴木 康伸

はじめに

中国のWTO加盟から5年が経過し、さまざまな分野において規制が緩和され、外資の国内マーケットへの参入が本格化する一方で、外資系企業といえども内国民待遇により、地場企業とイコールフットイングでの競争を強いられるようになってきています。

税制面で言えば、これまで内資企業と外資企業で異なる税法を適用してきた企業所得税ですが、2007年3月に開催された全国人民代表大会において、内外統一の新企業所得税法（以下「本法」という）が決議され、さらに「中華人民共和国企業所得税法实施条例」（以下「条例」という）が12月6日付で公布、2008年1月1日から実施されています。

本稿ではまず、本法と条例、公布済の個別通達を交えながら、新税法の概要を解説します。

また、増値税暫定条例の改正が2008年11月10日付で公布されました。改正の目玉は、固定資産に係る仕入増値税の売上増値税からの控除が2009年1月1日より全地域、全業種に亘り解禁となったことです。本稿では増値税法の改正ポイントに絞り、解説します。最後に中国税務行政の将来の方向性に関する視点を提供して本稿を締めくくります。

一. 中国新企業所得税法の解説

1. 納税義務者と課税範囲

納税義務者は、内国企業（中国語では「居民企業」という）および非内国企業（同「非居民企業」という）となります。

ここでいう内国企業とは、法律により中国に設立された企業および実質的な管理機構が中国国内にある企業を指しており、従来の内資企業のほか、合弁企業、合作企業、および外商独資企業を含みます。資本の出所により、企業の性質および税法を区別していたこれまでの法体系から大きく脱却した区分です。

非内国企業は、中国国内に物理的な管理機構はないが事業を行う一定の場所（一般的に言われるところの「恒久的施設」(permanent establishment : PE)）、あるいは機構、場所を中国国内には設けていないが、中国国内源泉所得を有する企業を指します。

内国企業は中国国内および国外源泉所得、非内国企業は中国国内源泉所得が課税対象所得となります。

課税範囲で特徴的な新规定としては、内国企業が他の内国企業に直接投資して取得する投資収益（受取配当金）の益金不算入（条例第83条）があり、直列型企業再編促進の一助になると期待されます。

2. 恒久的施設と実質管理施設

法律により中国に設立された企業ではないが、恒久的施設を有し、その「実質的な管理機構」があると判断される場合には、中国の内国法人（一般的に国際税務で定義される場所の「恒久

的施設」と混同しないよう、以下「実質管理施設」と呼びます)と区分され、本国等中国国外で発生した所得のうち、実質管理施設に「実質的な関連」を有する所得につき、中国での課税所得とされる(本法第2条)ことに留意して下さい。

「実質的な管理機構」とは、「企業の生産経営、従業員、記帳、財産等に対し実質的に全面的な管理及び統制を実施する機構」(条例第4条)であり、また「実質的な関連」を有するとは、「非内国企業が中国国内に設立した機構、場所が所得請求権のある株式持分、債権を保有すること、あるいは所得請求権を有する財産等を通じた所有、管理、統制」(条例第8条)を指します。

例えば、バミューダ、ケイマン等のタックスヘイブン国・地域にペーパーカンパニーを設立し、中国との輸出入貿易を行う企業を想定してみましょう。顧客対応、契約締結、法人管理等、実質的な経営は、すべて中国に常駐(形式的には、長期出張ビザで中国国内に滞在)している人員によって行われていますが、この企業は中国に駐在員事務所等の登記をまったくしていません。また、この企業は、海外に留保した余剰資金を米国等中国以外の株式で運用していますが、これらも中国に常駐する同じ人員が電話、メール等で指示を出しています。これらの輸出入貿易と資産運用で得られる所得は、どこに所得の源泉があるかという問題ですが、この企業が中国に恒久的施設を有する非内国企業であり、輸出入貿易に関する所得に中国で課税されることは、比較的容易に理解できるでしょう。

恒久的施設に帰属する利益の割合として、海外はまったくのペーパーカンパニーであれば、所得の100%が中国源泉所得であると判定されてもおかしくありません。これが例えば、日本企業の中国に存在する恒久的施設ということであれば、日本に存する本社が取引に関する多くの機能を果たしますので、中国の恒久的施設に帰属する利益は所得の一部とはいえ、駐在員事務所の経費課税のような方法で、貿易取引から生まれる利益の一部を中国に源泉のある所得と推定し課税します。

次に、余剰資産運用で獲得した所得ですが、中国国外での資産運用にも関わらず、中国に「実質的な管理機構」があるとすれば、中国で課税されます。

当設例は極端なようですが、中国、香港、台湾企業等では現実にあるケースであり、それだけに法律でこのように規定されることになったわけです。したがって、日本あるいは香港等に実態のある法人の、本店所在地に源泉を有す所得に課税の手を伸ばすことを目的とした規定ではないと言えます。

ここで懸念されるのは、中国で来料加工方式の製造を行うために香港に法人を有しているが、実際には**中国の委託加工工場**内に香港法人のダイレクター等業務執行役が常駐し、法人の意思決定を行い、また資材の調達、製品の販売等の契約行為、香港法人の記帳行為、銀行口座等の管理を香港法人に帰属する者、あるいはその指揮下にある従業員が行っている場合です。委託加工工場を一体的に経営管理する香港法人の実態が中国にあると判断されれば、香港法人の所得の一部あるいはすべてが、中国の実質管理施設に実質的に関連するものと判断され、中国での企業所得税の課税を受けることになります¹。

当該香港法人の留保所得は、従来から議論になっており、未だ最終解決を見ていないものの、日本のタックスヘイブン対策税制における課税対象所得ともみなされるため、香港法人の所得に対し、香港、中国、日本の3カ国・地域が課税する事態も発生し得ます。

中国税務当局の当条項適用の具体的判断基準が待たれるところですが、日本および中国からの課税に対する企業としての対応、すなわち**香港法人の機能の再定義、再活用**は今すぐに検討を進

¹ 「中国本土と香港特別行政区の所得に対する二重課税および脱税の防止に関する取極め」に関する中国側解釈規定(国税函【2007】403号)では、来料加工の加工賃収入を申告し、納税している場合には、恒久的施設があると認められるものの、従来の納税方法を踏襲する、という微妙な表現となっています。

めるべきでしょう。

中国の国際課税に対する取り組みが本格的、継続的であることが、本法および条例で明確に打ち出されています。海外に流出する所得に対する課税は、主として恒久的施設（PE）課税、移転価格課税、タックスヘイブン対策税制により、捕捉し課税を行います。

恒久的施設課税で言えば、香港企業が中国において、任意の 12 カ月のうち、継続してあるいは累積で 6 カ月を超えてサービスを提供する場合に恒久的施設が認定され、しかも 6 カ月の判定は月単位で行うこととして、任意の 30 日間で 1 日でも中国に滞在する場合にはこれを 1 カ月と計算すると規定されています²。「累積」「月単位」の解釈は、日中租税条約では想定していないものでありますが、当該規定の適用範囲の拡大には十分注意を払う必要があります。

3. 適用税率

内国企業に対しては、原則として 25%の税率が適用されますが、小規模企業に対しては 20%の軽減税率（本法第 28 条）が適用されます。小規模企業の条件は、（1）制限および禁止業類以外の事業に従事していること、（2）工業企業の場合、年度課税所得額が 30 万元、従業員数が 100 人、資産総額が 3,000 万元をそれぞれ超えない、または、その他の企業の場合、年度課税所得が 30 万元、従業員数が 80 人、資産総額が 1,000 万元をそれぞれ超えないことです。なお、ハイテク企業に対する 15%の優遇税率については後述します。

非内国企業で恒久的施設が中国にある場合の国内源泉所得は、内国企業と同じく 25%の税率が適用されます。非内国企業で恒久的施設がない場合の所得には、例えばロイヤリティ収入、配当収入等がありますが、これに対する源泉所得税率は、本法では 20%の税率となっているものの、実施条例により 10%に軽減されています。経済環境を見て、国务院の判断により、柔軟に源泉税率を変更できるようにという措置かと思われます。

なお、日中租税条約により、日本に対するロイヤリティ、配当とも源泉所得税率はいずれも 10%が上限と定められています。また、中国内地と香港との課税取極め³において、香港企業へのロイヤリティ、配当の送金に対する源泉所得税率は、それぞれ 7%、5%⁴と定められています。

下記は、納税義務者と課税所得の範囲、税率をまとめたものです。

企業所得税法および同実施条例				日中租税条約
区分	国内源泉所得	国外源泉所得	税率	
内国企業	内国法人	課税	課税	居住者
	外国法人 恒久的施設・管理機構共あり			
非内国企業	外国法人 恒久的施設あり・管理機構なし	課税	非課税	非 PE
	外国法人 恒久的施設なし			

4. 優遇税制

これまでの地域優遇政策（経済特区、経済技術開発区等）から、業種優遇政策への政策変更が

² 国税函【2007】403号

³ 中国本土と香港特別行政区の所得に対する二重課税および脱税の防止に関する取極め

⁴ 出資割合 25%以上

原則となります。例えば、国家の重点支援するハイテク企業に対しては、15%の優遇税率が全国的に適用されます。また、農林漁業・牧畜業、環境保護、省エネルギー、安全生産技術等の企業に対して減免税優遇が与えられます。ただし、内陸地域への投資誘致を後押しする現行の西部大開発優遇税制、上海浦東および経済特区に設立されたハイテク企業に対する減免税政策は、地域優遇政策として今後とも継続されます。

企業所得税法及び同实施条例では

「国家に技術特許権の登記をしていると同時に以下の条件に合致する企業」であり

- (一) 製品（サービス）が『国家の重点支援するハイテク領域』の範囲に帰属
- (二) 研究開発に用いる費用の売上高に占める比率が、規定の比率以上
- (三) ハイテク製品（サービス）売上の企業総売上に占める比率が、規定の比率以上
- (四) 研究開発部員の企業従業員総数に占める比率が、規定の比率以上
- (五) ハイテク企業の認定管理方法が規定するその他の条件を充足

する企業には、15%の税率が適用される、ハイテク企業優遇が規定されています。

科学技術部、財政部、国家税務総局より4月14日付で公布された「高新技术企業認定管理办法」（国科発火<2008>172号）の概要は下記のとおりです。

国家の重点支援するハイテク領域に該当する設立登記一年以上の内国企業で、研究開発活動を継続的に行っており、「核心技术・自主知財」を有している場合には、ハイテク認定を受ける資格を有しています。認可は各省、直轄市の科学技術部門が中心となり、財政局、税務局との共同組織として形成されるハイテク企業認定管理機構が行います。

「核心技术・自主知財」は、直近3年間に自主開発、譲渡、寄贈、合併等の方法で技術を取得し、或いは5年以上の期間に亘り独占的に技術の使用権を享受している場合には、当該企業の核心技术は自主知財に該当するとされます。本社の開発技術を譲り受ける場合のみならず、排他的技術使用権を享受している場合も条件を満たすわけですが、排他的技術使用権が、中国に限定して技術の独占使用権を与える場合に条件を充足するのか、全世界的なものでなければいけないのか、という詳細な定義までは規定されていません。

形式基準としては、①大学専科以上の理系学歴を有する従業員が全職員の30%以上であり、研究開発部門の全職員に占める割合が10%以上であること、②研究開発費用の対年間売上高比率が3%（売上2億元以上）から6%（売上5千萬元以下）以上であること、③国内で発生した研究開発費用が全研究開発費用の60%以上であること、④ハイテク製品の対売上比率が60%以上であること、と極めて厳しい条件となっているものの、現実を見ると各地で柔軟に対応し、ハイテク認定を受けている外資系企業も少なくないようです。

西部大開発優遇税制では、内資奨励類企業および外商投資企業に対する2010年までの優遇税率（15%）の継続が規定されました⁵。

上海浦東および経済特区に設立されたハイテク企業に対する減免税政策（本法第57条）では、深圳、珠海、汕頭、厦門、海南経済特区および上海浦東新区において、2008年1月1日以降設立

⁵ 国発【2007】39号

されるハイテク企業⁶に対して、その所得発生年度から起算して第1、第2年度は免税、第3、第4、第5年度は25%の半減税率が適用されることとなりました⁷。

5. 経過措置

新法導入は、企業の経営に少なからぬ影響を与えるものであり、また税制優遇があるからこそ、中国へあるいは中国の特定地域への投資を決定した企業もあるでしょう。したがって、新法公布前（2007年3月16日以前）に批准設立（工商登記の完了）した企業は、公平性の観点から、優遇税制の経過措置を享受することができます。

外商投資企業所得税法に規定されている、**経済特区、経済技術開発区等の優遇税率(15%、24%)は、本法実施後5年以内に逐次本法規定の税率に移行する**（本法第57条）とあり、税率15%適用地域の場合は、2008年度から18%、20%（2009年度）、22%（2010年度）、24%（2011年度）、25%（2012年度）となり、24%適用地域では、2008年度から25%となります。

また、外資企業に対する定期減免税制度（例えば、生産型外商投資企業における、課税所得発生年度から2年は免税、その後の3年は税率を半減して税額計算する、いわゆる「2免3減」制度等）は、**本法実施後も引き続き満期まで享受することができます**⁸。以下に、税率15%地域の経過税率および半減税率の推移を表にまとめました。

基準税率(15%)地域	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
経過税率の推移	18%	20%	22%	24%	25%
半減税率の推移	9%	10%	11%	12%	12.5%

一方、製品輸出型外資企業（売上高の70%以上が輸出取引である企業）に対する半減税率の継続適用政策、配当の直接再投資（利益剰余金の資本組入れ）における、当該配当の過年度に納付した税額の還付（40%または100%）等の優遇政策に関しては、経過期間が規定されていないため、新法施行と同時に廃止となります。

6. 損金算入費用

損金算入費用関連では、下記の項目が注目されます。

- 合理的な範囲での実額支給給与の損金算入が認められます（条例第34条）。基本給のほか、賞与、手当、補填、年末賞与（ダブルペイ）、残業代等が含まれます。外資系企業としては変更ないものの、内資企業はこれまで月額1,600元/人と損金控除限度額があり、内資企業に不平等な条項となっていたものを是正したものです。また、企業が従業員のために負担する、法定の基本養老保険費、基本医療保険費、失業保険費、労働災害保険費、育児保険費等の基本社会保険費および住宅積立金は損金算入することができ、補充養老保険費、補充医療保険費も、国务院財政、税務主管部門が規定する基準の範囲内において、損金控除することができます（条例第34条、35条）。
- 福利費支出、労働組合費用、職員教育経費の損金算入限度額として、それぞれ14%、2%、2.5%が規定されました（条例第40条、41条、42条）。
- 企業の経営活動に関連のある交際費は、実際発生額の60%を損金算入限度額とするものの、年間売上高の0.5%を超過する部分については、全額損金不算入と規定されました（条例第

⁶ 自己で知的財産を有し、実施条例第93条の条件を満たし、かつ「高進技術企業認定管理弁法」の認定を受けた企業を指します。

⁷ 国発【2007】40号

⁸ 累積欠損の状況で納税していない状況では、2008年度より減免年度を起算します。

43条)。

- 広告宣伝費は、年間売上高の15%を限度として損金算入を認め、控除限度超過額は翌期に繰越すことができます(条例第44条)。

以上のほか、条例第49条には、「企業間で支払う管理費用、企業内部の部門間の支払リース料および特許権使用料、非銀行企業内の部門間の支払利息は、損金控除することができない」という規定が見られ、関連企業間のみならず、第三者企業間での管理費の付替えに関しては損金不算入とされました。グループ内で提供される管理性行為に対しては、少なくとも個々の会社に対するサービスの提供であることが損金算入の前提となります。イントラ・グループサービス(IGS)等、複数の海外子会社に統一基準で割り振られる本社割掛け費用の損金性は未だ微妙であり、管理費用とマネジメント・サービスのより明確な区分の基準が期待されます。

7. 資産償却関係

有形固定資産の償却では、これまでの標準償却年数(建物20年、機械設備10年、器具工具5年)に、新たに車両等4年、電子設備3年が加わりました(条例第60条)。また、技術の進歩、製品の更新により、モデルチェンジが比較的早い固定資産、および通年にわたり強震度、高腐蝕状態にある固定資産は、償却年数の短縮(標準償却年数の最大60%まで)、あるいは通常の二倍償却である「二倍定率法」あるいは「級数法」を選択することができます(条例第98条)。

減価償却の方法は、定額法が原則であることはこれまでと同じですが、残存価額はこれまでの一律取得価額の10%から、企業の任意で決定できるようになったことは、会計と税務の調和という観点から、また子会社を含む会計処理方法の統一という日本の連結決算からも大きな意味があります(条例第59条)。

日本では平成19年度税制改正によって、固定資産について備忘価額(1円)まで償却できるようになっており、中国でも備忘価額まで償却することができることから、中国および日本の会計と税務上の残存価額が、すべて統一的に備忘価額で償却計算することが可能になりました。ただし、償却方法の変更は、中国では年度開始前に税務局へ届け出ることが原則となっており、当局への個別確認が必要となります。

他方、無形資産である特許権、商標権、著作権、土地使用権、非特許技術、営業権等は、定額法(残存価額ゼロ)に基づき、10年以上の期間にわたり均等償却し、損金算入します。ただし、外部購入した営業権支出は、企業全体の営業譲渡あるいは清算時まで損金算入することができません(条例第67条)。長期前払費用は、3年以上の期間にわたり均等償却します(条例第70条)。

棚卸資産の計算方法は、先入先出法、加重平均法および個別法のうちより選択し、計算方法の選択後は、みだりに変更できないとされます(条例第73条)。

8. 税収優遇関連

従事する業種に特定されず、条件次第で享受することのできる優遇としては、内国企業が受け取る技術譲渡所得のうち、年間500万元以下の部分を免税、500万元超の部分に半減税率が適用される(条例第90条)、新技術、新製品、新製造ノウハウに関係する研究開発費の実額の50%部分を割増償却することができる(条例第95条)ことがあります。

環境への配慮は、今後の中国の経済発展の生命線ともいえ、条例第100条には、「企業が購入し実際に使用する『環境保護』、『省エネルギー・節水』、『安全生産』等の専用設備投資額の10%を企業の当年度の所得税額から税額控除する」ことができ、当年において控除できない部分は、翌年以降の5納税年度にわたり繰越控除することができます。

9. 移転価格関連

移転価格税制は、これまではどちらかと言えば外資企業を狙い撃ちにした税制という色彩が強くありました。それは、移転価格税制の各種通達が、「外商投資企業及び外国企業所得税法」という外資に適用される企業所得税法の補足および解釈規定であったことから伺えます。新法では内資企業に対しても、等しく移転価格対策税制の適用がなされることから、税務当局にとっては、対象範囲の拡大と効率的な調査対象の絞り込みがより重要性を増します。その一環として、企業所得税法実施条例第6章「特別納税調整」には、確定申告時、税務当局からの要求時においてそれぞれ必要な移転価格関連資料について規定されています。

まず、企業は企業所得税納税申告書を提出する際に、関連者取引について年度関連業務取引報告書を添付して、年度終了後5カ月以内に提出します。ここでは、関連企業の名称、住所、資本総額、主たる経営項目といった企業情報、取引類型（有形資産、無形資産、役務、融資）と取引高の記載が要求されます。

次に、税務機関が関連者取引の調査を行う際、企業は、規定に従い関連資料を提出することとされ、(期限内に未提出の場合等) 当該義務に違反する場合には、移転価格調査の結果として、更正税額が生じた場合における標準遅延金利である人民元長短期貸付金利率に5%の利率が加算延滞金として上乗せされます。

調査資料の提出期限は、別途公布された特別納税調整実施弁法において、自社の移転価格取引の概要と設定価格の合理性を立証する文書/資料である『移転価格文書/資料』については税務当局の要請から20日以内、その他の移転価格税務調査関連資料については、税務当局の要請から60日以内（延長最長30日）と定められています。

移転価格調査の遡及年限は、従来と変わらず10年となっています。

ここで移転価格文書/資料に関して解説しておきましょう。移転価格文書/資料とは、企業が各年度において《関連者》と行う《取引》(以下、関連取引)の概要の記述、参考資料の準備、他社比較分析等によって、自社の値決めと利益水準の合理性を実証し税務局の調査に備える、当該文書を指します。

《関連者》の定義としては、「一方が直接或いは間接的に、他方の株式総額の25%以上を保有する、または双方が直接或いは間接的に第三者により株式の25%以上が保有される関係」の資本関係基準の25%ルールを念頭に入れておきましょう。

《取引》は、(一)有形資産の売買、譲渡及び使用（原材料仕入、製品販売、固定資産の購入とリース等）、(二)無形資産の譲渡及び使用（販売網、ブランド、ノウハウ、特許権等の所有権の譲渡及び使用権の提供）、(三)資金融通（長短期貸付、担保・保証提供）、(四)役務提供（市場調査、技術サービス、コンサルティング等）の四類型があります。配当の授受は、移転価格上の関連取引には該当しません。

移転価格文書/資料の作成は、下記の条件のいずれかを満たす企業は義務が免除されます。

- (1) 仕入売上の年間関連取引金額(来料加工業務の場合は、年間の輸出入通関金額を以って計算する)が2億元以下、且つその他の年間関連取引金額(関連者との資金融通は授受する利息額を以って計算する)が4,000万元以下
- (2) 関連取引が、実施中の事前確認協議の範囲に属する
- (3) 外資持分が50%以下且つ関連取引が国内関連者との間に限定される

移転価格文書/資料は具体的に、下記の各項目を網羅する記述、資料の準備が必要です。

- (1) 組織構成（会社の経緯、企業集団における位置づけ、主たる関連者等）
- (2) 生産経営状況（業界の状況等経営に影響を与える外的要因、機能リスク分析）
- (3) 関連取引状況（商流・物流・契約フロー、関連者との主たる契約、関連・非関連セグメント損益計算書）
- (4) 比較可能性分析（自社と他社の価格、利益水準の比較分析）
- (5) 移転価格算定方法の選択と使用（関連者との取引価格、利益水準の合理性立証）

比較分析の結果により、自社の利益水準が低すぎる或いは高すぎる場合には、その合理的な理由、解釈、調整を記載（比較可能性調整、機能調整、会計上の差異調整、特別な要因による調整等）します。利益水準が高すぎるとの結果で文書を完結すると、関連取引の相手国における移転価格リスクを高めちゃうのでここでも相応の理由と調整が必要です。

移転価格文書/資料は、各年度終了後 5 ヶ月以内（初年度となる 2008 年度の期限は 2009 年末までと延期）に作成し（この時点では提出不要）、税務当局の要求の日から 20 日以内に提出します。当該文書は 10 年間の保存が義務づけられています。

このほか、移転価格関係で目を引くのが、コストシェアリングに関する規定です。例えば、日中共同で研究開発する R&D 費用を、将来のベネフィットに応じて割り振ることができる契約であり、R&D 費用が専ら日本で発生し、子会社で製造して中国市場で販売するという場合には、中国子会社で利益が発生するので、これまではロイヤリティ方式により日本が R&D 費用を回収してきましたが、今後は研究開発コストをシェアする方式で、一括回収することもできるわけです。その一方で、開発の権利もシェアすることから、重複するロイヤリティの送金はできなくなります。いずれが有利不利というものではありませんが、選択肢が広がったことは朗報と言えます。

10. 過少資本税制関連

過少資本税制に関しては、本法第 46 条に「企業がその関連者から受ける債権性投資（借入金）と資本的投資（資本金）の比率が、規定の比率（金融業では関係者借入金と資本金の比率を 5:1、その他業種では同比率を 2:1 と規定）を超過する場合における当該借入金に係る利息支出は、課税所得額を計算する時に控除してはならない」旨の規定となっており、借入金を関係会社からのものに限定して、移転価格と絡めた規定ぶりとなっているところが特徴的かつ合理的であると言えます。企業が関連者から間接的に借入れる場合も、過少資本税制の適用対象となる関連者借入金と規定されているため、銀行委託貸付・借入も対象となります。

ただし、外商投資企業にとっては、企業投資を規定する合弁企業法、外資企業法等に規定される総投資額と資本金の制約基準が依然として有効であることから、従来から借入金に依存する経営を行い得ない法体系となっています。今後は、外資に適用されるこれらの特別法が段階的に中国会社法に一本化される動きの中で、過少資本の問題は、税法による損金不算入規定をもって、その制約とする方向に向かうものと思われれます。

11. タックスハイブン対策税制関連

当該税制は今後、国有企業や民営企業が中国外で活動する局面を予想した“押さえ”の規定といえます。

外国法人を共同で支配（持分割合 50%超）する場合の、10%以上の持分を有する内国企業（外

資系企業を含む)が、実効税率ベースで中国の企業所得税率(標準25%)の50%を下回る国家(地区)に設立された当該外国法人の留保所得に課税するものですが、経済合理性を有する場合、或いは年間利益が500万元以下というセーフハーバー条項に該当する場合は適用除外とされます。香港であれば、設立された外国法人が香港域内で実業を営む場合には適用除外になるものの、所得の源泉が香港域外(オフショア)にある場合や株式・不動産等譲渡所得(キャピタルゲイン)にある場合には非課税となる税法体系であることから、実効税率が基準を下回る可能性も否めず、日系企業の中国子会社がその傘下に香港孫会社を有する場合などで注意が必要でしょう。

二. 増値税の改正ポイント

従来の増値税暫定条例では、固定資産を購入した際に支払う仕入増値税は取得原価に算入することと規定されており、減価償却により製造コスト/期間費用に計上され、それに応じて売上高が嵩上げされることとなっていました。

今回の改正により、固定資産に係る仕入増値税が未払税金の借方勘定に計上され売上増値税から控除されることになるため、増値税の税収は年間1,500億元減少すると見込まれています。税収の減少を冒してでも敢えてこの時期に実施する政策当局の意図としては、国際慣例に基づき消費型の間接税体系に近づけ、近代的な税法体系を有すると印象付けたいことに加え、国内消費を喚起して景気を刺激したいという期待もあります。また、企業・個人所得税を中心とする直接税と増値税・営業税の間接税の税収全体に占める比率(直間比率)の改善—中国は増値税に税収の半分と、高度に間接税に依存しています—に繋がりたいということもあげられるでしょう。

納税者にとっては、固定資産の償却による原価・費用の増加を売上の増加で足長く回収してきたものが、顧客から預かる売上増値税、すなわち税務当局への納付税額と即時控除することができるようになれば、キャッシュフローの改善に繋がります。

更に、設備の取得原価が仕入増値税分だけ減少し、相応の減価償却負担が軽くなる一方で、売価の下げ圧力が加わらなければ、企業の損益も(一時的に)改善します。

但し注意しなければならないのは、奨励類企業に与えられる投資総額枠内での輸入設備に係る増値税の免除優遇も取消されます(税法体系が異なるため、輸入関税の免税優遇に影響するものではありませんが見直しは確実でしょう)。輸入時に仕入増値税を一旦支払い、売上増値税から控除するという手順が必要になりますので、一部企業の資金繰り、生産計画に影響が出るものと予想されますが、免税輸入ができなかった企業にとっては、控除可能となることで資金繰り、損益ともに改善します。また同時に、外商投資企業の国産設備購入に係る仕入増値税還付政策も廃止となります。

以下、改正のあった条項につき新条例の内容をご紹介します。下線は主たる改正ポイント、括弧書きは筆者注です。

第十条 下記の仕入増値税額は、売上増値税額から控除してはならない。

- (一) 非課税項目、免税項目、福利厚生或いは個人消費のための購入物品または課税役務
- (二) 非正常損失となる購入物品及び課税役務(新設)
- (三) 非正常損失となる仕掛品、製品に用いた購入物品或いは課税役務
- (四) 國務院財政、税務主管部門の規定する納税者の自家使用物品(新設)

(五) 本条第(一)項から第(四)項に規定する物品の輸送費用及び売上増値税が免税となる物品に係る輸送費用(新設)

(従来あった、「(一) 固定資産の購入」の条項が削除となりました)

第十二条 小規模納税人の増値税率は3%とする(6%から3%へ変更)

第十五条 下記項目は増値税を免除する。

(従来あった、「(六) 来料加工、部品組立、補償貿易に用いる輸入設備」が削除されました)

第二十三条 増値税の納税対象期間は毎日、3日毎、5日毎、10日毎、15日毎、毎月或いは四半期毎(新設)とする。納税者の具体的な納税対象期間は、主管税務機関が納税者の納税額に応じて決定する。

納税者が毎月或いは四半期毎(新設)に納税する場合は、期日から15日以内(従来は10日以内)に申告納税する。毎日、3日毎、5日毎、10日毎、15日毎に納税する場合は、期日から5日以内に予納し、翌月1日から15日以内に申告納税し、前月の未払税額を精算する。

源泉徴収義務者の納付期限については、前二項の規定に従って執行する(新設)。

第二十四条 納税者が物品を輸入する場合、税関が発行する「輸入増値税専用納税書」の期日から15日以内(従来は7日以内)に、申告納税する。

(従来あった、第二十七条「外商投資企業と外国企業についての増値税の課税に関しては、全国人民代表大会常務委員会の関連規定に基づいて実施する」とあった条項が削除されました)

その他の改正点としては、小規模納税者の税率が3%に統一となること、四半期毎の納税が加わり、納税期限が10日から15日と緩和されたこと、のほか、輸出税額還付の具体的な取扱規定などの決定が、国家税務総局だけでなく財政部との共同決定事項となっていることも、その時時における政府内の職務分掌を反映しており、興味深いところです。

従来から、生産型から消費型への転換が期待されていた増値税ですが、正に今、実施するしかないという絶妙のタイミングでの今回の改正となりました。

三. 中国税務行政の将来

昨年10月、国家税務総局の組織改革により「大企業管理司」という名称の新たな部門が生まれました。『大企業』に対する徴税事務を統括的に司る部局であり、増値税、企業所得税といった税目や管轄地域の枠を超えて、統括的、横断的に税源管理、日常検査、国際税務関連の調査を行うとともに、納税者へのワンストップサービスを提供することを職能とするものです。当局は『大企業管理』の第一陣として、エネルギー、通信、銀行等の国有企業から31社、民営企業から4社、外資系企業からはノキア、モトローラ、シーメンス、マクドナルド、サムソン、ウォルマー

ト等ⁱ10社、合計45社を選定しています。45社の納税額の税収総額に占める割合は増値税、企業所得税を中心に23%にも達し、総局が歳入の約4分の1を納める大口納税者に対する苦情処理の窓口機能を提供する一方で、企業には“税務リスク”を自主的に管理するための内部統制の構築を期待しています。この試みが成功裡に終わるかどうかは、税務当局にとっては45社からの本年度における税収が安定的に確保されることであり、納税者にとっては、地方毎の税務行政の不統一を総局が調整し、合理的で公平感のある徴税事務が執行されること、の双方が充足されるかどうかにかかっています。その結果を以って、大企業管理司の管轄下に置かれる次なる企業が生まれることが予想されることから、予備軍として控える多くの“大企業”にとり本試行の行く末は興味深いものです。これは中国の税務行政が企業の自主管理に傾斜していることの表われでもあり、税務当局は電子納税による事務の合理化を推進して徴税コストを削減すると同時に、調査担当官の恒常的な人員不足を補うため、時に一罰百戒的、或いはキャンペーン的に税務調査を行いながら納税者の遵法意識を高めて効率的な歳入の確保を目指すことになりましょう。

最後に私見ながら、中国税務当局のこれからの税務行政のありかたとしては、外貨管理における当局（外貨管理局）が外為取扱銀行の監督を通じて企業の外国為替を管理しているように、所轄税務当局が各地の登録税理士事務所を活用して企業の申告事務を間接的に管理する方向に向かうように思います。このためには、“仲介機構”（認定税理士事務所）の業務水準と職業倫理が一定以上に確保されていなければならない、また税務当局にも納税者にも偏らない公平な立場を保った有能な税理士の育成と税理士事務所の監督管理が必須でしょう。そのとき納税者は自ら申告事務を行なうことも選択できようが、香港のように会計事務所による申告事務の外注化が主流となる時代はそう遠くないように思われます。

ⁱ 日系メーカー1社を含む

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

NERAエコノミック コンサルティング

中国総代表 日本国公認会計士・税理士 鈴木 康伸

住所：上海市淮海中路300号香港新世界大厦36階

E-mail：yasunobu.suzuki@nera.com

TEL： +86 21 6103 5544



中国経済の現状と見通し

三菱東京UFJ銀行
経済調査室
調査役 萩原陽子

本レポートは、三菱東京UFJ銀行経済調査室作成の「アジア経済の見通し」の中国編を一部アップデートして転載したものです。「アジア経済の見通し」はNIEs、ASEAN、インドについても記載しております。また、日本、米国、欧州、オーストラリア、原油についても見通しを作成しており、下記アドレスよりご参照頂けます。

<http://www.bk.mufg.jp/report/ecolook2009/index.htm>

(1) 現状：世界的な景気後退の影響が中国にも本格波及

中国経済にも世界的な景気後退の影響が本格的に波及してきた。2008年第4四半期の実質GDP成長率は前年比6.8%と前期(同9.0%)から一段と低下し、ほぼ9年振りの低水準に落ち込んだ。この結果、2008年通年でも9.0%成長と前年(同14.0%)に比べ大幅な景気減速となった。

輸出は10月までは前年比約+20%の高水準で推移してきたが、11月以降は約▲2%と小幅ながら減少に転じ、第4四半期全体では同+4.4%まで減速した。輸出の4割強を占める機械・電気機器が11月以降、99年以来の減少基調に転じたことが大きかった。

こうした海外需要の悪化を受けて、投資の伸びも前期(同+28.1%)から低下したものの、同+22.5%と底堅さが維持された。これには迅速な政策対応が奏功したものとみられる。金融面では、2008年9月以降に利下げ5回、預金準備率引き下げ4回が実施され、11月から貸出総量規制も撤廃された。また、11月に発表された4兆元の内需拡大策(2008年のGDP比13%)に基づき、年末までに中央財政からインフラ投資を中心に1,000億元が投入されたことも一定の下支えとなった。

消費については、物価が安定してきたことを考慮すれば、ほぼ前期並みの高水準を維持したと推測される。外需も、輸入が輸出をはるかに上回るペースで減少しており、プラス寄与と考えられる。これらを考え合わせると、第4四半期に景気を鈍化させた主因は統計上把握しにくいながら在庫変動である可能性が高い。2008年前半までの世界的な資源価格の高騰ならびにオリンピックに際しての大气汚染対策や安全対策に基づく生産規制を考慮して、大量の在庫積み増しが行われたため、需要減退に伴う調整が大きくなったと考えられる。

なお、月次で見ると、一部ではあるが、底打ちないし悪化に歯止めがかかっていることを示す指標も出始めている。購買担当者景気指数(PMI)は2008年11月に38.8と過去最低に落ち込んだ後、2カ月連続で上昇し、2009年1月には45.3となった。景気の拡大・後退の分岐点となる50を下回っていることには変わりはないが、悪化ペースは緩和されてきている。

貸出残高の伸びも2008年3~10月には前年比+14%台であったが、11月の総量規制撤廃を受けて急上昇し、2009年1月には同+21.3%に達した。輸出面でも、付加価値税還付率の引き上げの

主たる対象となった労働集約型製品には堅調なものがある。2009年には旧正月の時期が前年の2月から1月にずれたこともあり、1月の輸出は前年比▲17.5%と落ち込んだが、アパレル(同+5.7%)、靴(同+10.6%)、鞆(同+8.3%)などは増加した。

(2) 見通し：8%成長維持を目指し、多方面から対応策を拡充

政府は新規雇用を吸収するための最低ラインとして8%成長維持を目指している。このため、世界経済の悪化に伴い、6%台の成長に落ち込んだという厳しい現実を直視し、財政・金融・産業など多方面から対応策を拡充している。

これを踏まえ、今後の経済動向を展望していく。まず、輸出については、マイナス成長が見込まれる先進国向けを中心に落ち込みは避けられまいが、周辺諸国に比べ、マイナス幅は限定されよう。景気悪化局面では、需要が安価な製品にシフトする傾向があり、また、中国製品は相対的に打撃が小さい新興市場に浸透しているという強みがある。政策面では、付加価値税還付が対象・還付率ともに拡充されよう。人民元の対ドル相場は2008年7月以降ほぼ横這いで推移しているが、今後も大幅上昇はあるまい。逆に、一部政府筋で主張され始めた人民元切り下げについても、海外との摩擦を激化させるリスクが高いことから、実施に踏み切る可能性は低い。

投資に目を転じると、世界的な景気後退が企業の投資意欲を阻害することはやむを得まい。ただし、対策は世界的にみても迅速かつ大規模であり、下支え効果が見込めよう。

主要政策の中核にある4兆元対策については、第11次5カ年計画(2006~10年)内の既存プロジェクトも含み、また、中央政府支出は1兆1,800億元で、残りは地方政府、企業部門からの資金投入を想定している点が効果の大きさに疑問を残すものであった。これに対し、地方政府はいっせいに大規模な内需拡大策を発表し、合計すると約30兆元とほぼ2008年のGDP相当額に膨らんだが、再度の過熱と資金の裏付けがなく不発に終わるといった両面のリスクが指摘されている。中央政府はこうした問題も認識しつつ、景気実態を見極めながら、財政資金の投入量を調整し、最低でも、アジア危機時同様、各年のGDPを1.5~2.0%押し上げる程度の効果を発現させると予想される。

なお、4兆元対策には設備資本財への付加価値税免税という税制改革も含まれており、このために本年に後倒しされた企業投資が顕在化してくるとの期待もある。

政府が4兆元対策と並び、国際金融危機対策の中心に据えているのが、10大産業振興策である。自動車、鉄鋼、繊維、装置製造、造船、石油化学、軽工業、非鉄金属、IT産業、物流がその対象であり、すでに1月以降、競争力強化に向けて、産業再編の加速、技術開発への財政資金投入などが盛り込まれた個別政策が発表された。

政府が輸出・投資に変わる成長の牽引役として期待する消費に関しても多方面から対策が相次ぐなかで安定成長が見込まれる。

雇用面では、企業側に対し、最低賃金の凍結、社会保障費の支払猶予・減額といった負担軽減を講じつつ、雇用維持を促し、20人以上の削減には事前報告義務を課した。一方、労働側に対しては、企業業績の悪化に伴う失業が急増する出稼ぎ農民を中心に就職・起業支援・社会保障などの対策を拡充している。また、4兆元対策におけるインフラ工事などにも一定の雇用吸収力が期待できよう。

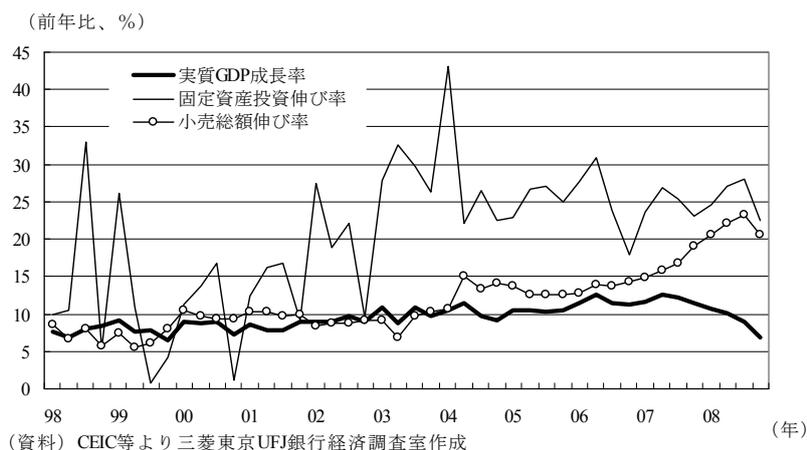
消費振興策としては、小型乗用車の購入税が2009年1月から引き下げられ(10→5%、2009年末まで)、2007年12月に一部地域で始まった農村部の家電購入への13%の補助政策が2009年2月には全国に広がった。家電、小型乗用車ともに政策効果による販売増が報じられている。

2011年までに8,500億元を投じる医療制度改革を含め、社会保障政策の整備に本腰が入ったことも重要である。従来、不十分な社会保障が国民の貯蓄を優先し、消費を抑制するスタンスの一因だったからである。

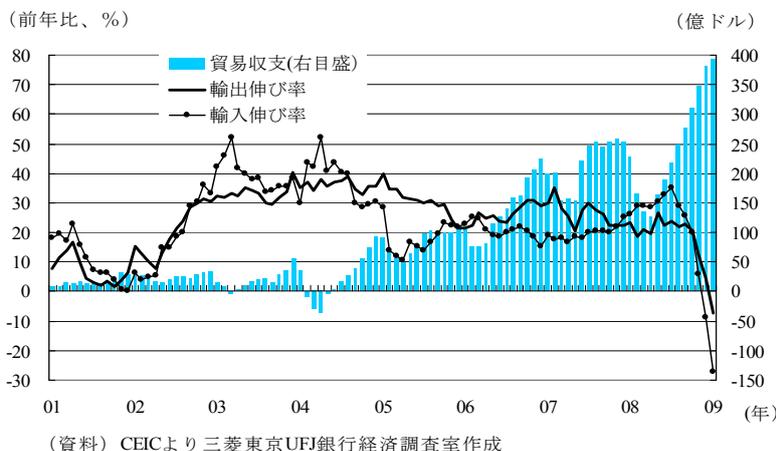
以上を考え合わせれば、2009年については、世界同時不況の深化による下押し圧力は強いものの、巨額の財政出動を含め、多様な政策を総動員し、潜在力の大きい内需を掘り起こすことによって、8%成長を維持すると予想される。

ただし、世界景気には未だ底打ちの兆しがなく、想定以上に深刻化・長期化した場合、中国景気へのダメージも大きくなるのは必然である。内需に拡大余地が大きいとはいえ、内需主導で高成長を維持するほどの底力はなく、依然、輸出依存度は高い。WTOやG7などで保護主義回避が宣言されたにもかかわらず、各国で輸入規制やアンチダンピングの発動が広がっている。非市場経済国とみなされることが多い中国は規制対象になりやすいだけに注意を要する。

図表1：中国の成長、投資、消費の推移



図表2：中国の貿易動向 (3カ月移動平均)



図表3：アジア経済見通し総括表

GDP規模 2007/bilUS	実質経済成長率(%)			消費者物価上昇率(%)			経常収支(億ドル)			
	2007年	2008年	2009年	2007年	2008年	2009年	2007年	2008年	2009年	
中国	3,241.8	13.0	9.0	8.0	4.8	5.9	0.3	3,718	4,400	4,684
韓国	969.8	5.0	2.5	▲2.8	2.5	4.7	2.2	59	▲64	78
台湾	383.2	5.7	0.1	▲3.6	1.8	3.5	▲1.2	330	250	245
香港	206.7	6.4	2.5	▲2.3	2.0	4.3	1.9	280	325	334
シンガポール	161.3	7.8	1.1	▲3.5	2.1	6.5	▲0.5	392	250	230
NIEs	1,721.0	5.6	1.8	▲3.0	2.2	4.6	1.2	1,061	761	887
インドネシア	432.8	6.3	6.1	4.4	6.4	10.3	6.8	103	19	15
マレーシア	186.7	6.3	5.2	1.0	2.0	5.4	2.2	292	349	246
タイ	245.8	4.9	2.6	0.3	2.2	5.5	▲0.2	140	▲2	19
フィリピン	144.1	7.3	4.6	3.4	2.8	9.3	5.2	64	35	31
ASEAN 4	1,009.4	6.1	4.9	2.6	4.0	8.1	4.0	599	401	311
アジア9カ国・地域	5,972.2	9.7	6.2	3.9	3.9	5.9	1.2	5,378	5,562	5,882
インド	1099.4	9.0	6.8	5.8	6.2	8.4	5.5	▲168	▲264	▲240
アジア10カ国・地域	7,071.6	9.6	6.3	4.2	4.3	6.3	1.8	5,210	5,298	5,642
ベトナム	70.0	8.5	6.2	5.2	8.3	23.0	12.0	▲70	▲120	▲100

(注)インドは年度(4月～3月)ベース。

以上

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行 経済調査室

ホームページ(経済・産業レポートとマーケット情報) : http://www.bk.mufg.jp/rept_mkt/index.html



香港の個人消費と内需関連市場の動向

三菱東京UFJ銀行
企業調査部 香港駐在
上席調査役 大榎靖崇

リーマンショック以降、世界経済が急速に悪化するなかで、これまで堅調に推移してきた香港経済も減速傾向が鮮明化している。特に、香港のGDPの約6割を占める個人消費の減退に伴って、香港の内需関連産業の市場動向にも変化が生じつつあり、これら産業では、現状を踏まえた対策を打ち出していく必要性が高まっている。そこで本稿では、香港の個人消費の動向について整理するとともに、代表的な内需関連産業である小売業、外食業、ホテル業の市場動向と今後の課題についてまとめた。

1. 香港の個人消費の動向

ここへきて香港の個人消費に急ブレーキが掛かっている。SARSに見舞われた2003年以降、香港の個人消費は概ね右肩上がり拡大し、2007年には実質ベースの前年比伸び率が8.5%に達した(図表1)。ところが、2008年通年の伸びは過去5年で最低水準の1.8%にとどまった。

図表1：香港の個人消費の前年比伸び率（実質ベース）

	名目消費額 (2008年、 10億HKD)	実質ベース前年比伸び率(%)							
		2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
個人消費	1,016.2	1.8	▲ 0.9	▲ 1.3	7.0	3.0	5.9	8.5	1.8

(資料)Hong Kong Census and Statistics Department

特に、世界的な景気後退が鮮明化した2008年後半の失速振りが著しい。2008年の実質ベースの個人消費の前年比伸び率を四半期毎にみると、第1四半期の前年比7.6%増から第4四半期の▲3.2%へと個人消費が急減速した様子が窺える。

図表2：四半期毎にみた2008年の個人消費前年比伸び率（実質ベース）

(単位: %)				
2008年	1Q	2Q	3Q	4Q
個人消費 前年比伸び率(実質ベース)	7.6	3.5	0.0	▲ 3.2

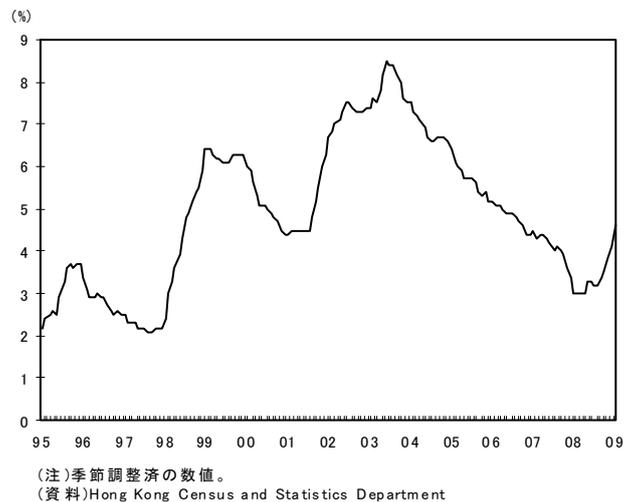
(資料)Hong Kong Census and Statistics Department

これには、以下の3つの要因がある。

第1に、香港市民の雇用所得環境が悪化している。報道によれば、2008年9月以降、金融機関や一般企業の業績悪化が顕在化するなかで人員削減の動きが相次いでいる。金融機関ではHSBC(人員削減数550人)、DBS(同450人)、メリルリンチ(同300人)、モルガンスタンレー(同250人)、スタンダードチャータード銀行(同200人)、ゴールドマンサックス(同100人)、シテ

ィグループ（同 100 人）、RBS（同 100 人）などのほか、一般企業でも中中原地产グループ（不動産仲介、同 4,000 人）、利嘉閣（不動産仲介、同 400 人）、亜洲電視（TV 局、同 200 人）、李錦記（食品、同 100 人）などに動きが広がっている。その結果、香港全体の失業率は、2008 年 1～4 月の 3.0%から、わずか 9 ヶ月で 1.6 ポイント上昇し、2009 年 1 月には 4.6%に達した（図表 3）。

図表 3：失業率

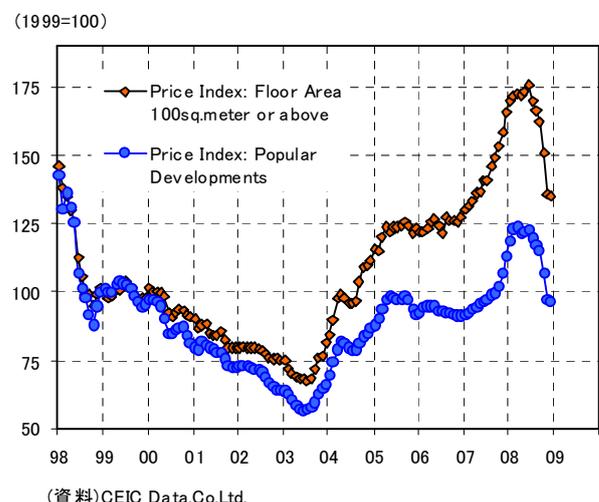


第 2 に、資産価格の急落が挙げられる。香港では、2003 年以降の景気拡大局面において、株価と住宅価格が多少の振れを伴いつつも概ね右肩上がりでも上昇を続け、消費拡大に寄与してきた。ところが、2008 年後半に入り、状況が一変した。株価については、ハンセン指数が 2007 年 10 月に 30,000 ポイントに達した後、中国大陸からの個人の香港株投資を認める“直通車”構想が先送りになった影響もあり、2008 年前半には 25,000 ポイント程度に戻っていたが、さらにリーマンショックのあった 2008 年 9 月以降は 20,000 ポイントを割り込み、足元では 15,000 ポイント前後に急落した（図表 4）。また、住宅価格についても、2007 年から 2008 年前半にかけて、折からの好景気と新規物件供給の少なさを背景に 4 割程度上昇したが、2008 年 6 月をピークに 3 割程度下落し、2005 年～2007 年の水準に逆戻りする格好となった（図表 5）。これら資産価格の下落が、消費マインドを冷やす結果につながったと考えられる。

図表 4：株価（ハンセン指数）

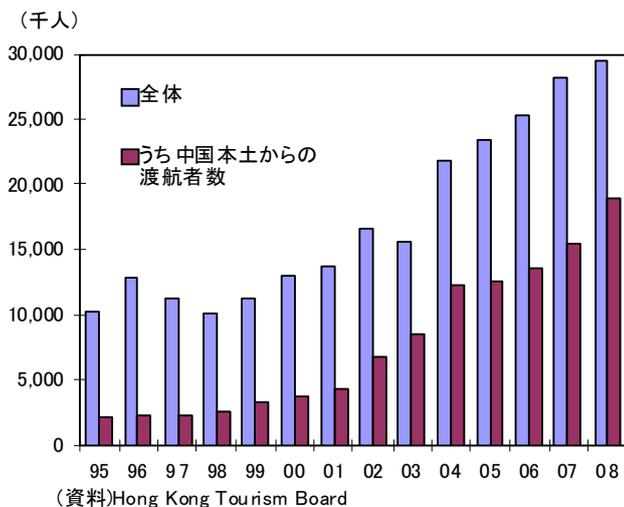


図表 5：住宅価格



第3には、観光客やビジネス客など海外からの渡航者数が伸び悩みに転じたことが指摘できよう。人口700万人の香港経済にとって、年間2,951万人（2008年実績）に及ぶ海外からの渡航者の飲食、宿泊、ショッピングなどへの支出が与えるインパクトは決して小さくないと想像される。香港への渡航者数は、98年以降、SARSに見舞われた2003年を除けば右肩上がりでも拡大を続けてきたが（図表6）、特に、2003年7月に中国政府が中国本土住民の香港・マカオへの個人旅行を解禁したことが大きく寄与している。当初、香港・マカオ向け個人旅行が認められたのは広州や東莞など広東省の主要都市の住民のみであったが、その後、段階的に北京や上海など他の都市にも対象が広げられ、現在では49都市の中国本土住民が香港に個人旅行することが可能となっている。その結果、中国本土からの渡航者が毎年、年率2割近いピッチで増加を続け、足元では香港への渡航者全体の57%を占めている。加えて、SARSが発生した2003年に前年比▲24.2%の大幅減となった中国本土以外からの渡航者も、香港景気の回復に伴ってビジネス客が増加したことや、2005年9月のディズニーランド開業、2006年6月の湿地公園開業など、香港政府主導の観光振興策が功を奏したことも相俟って、2004年から2008年半ばまで年率9%程度のピッチで拡大を続けてきた。ところが、2008年第4四半期には、中国本土からの渡航者の伸びが4.4%に減速したうえ、台湾（前年比▲3.8%）、米国（同▲16.6%）、韓国（同▲27.0%）などからの渡航者が急減したことから、渡航者数全体でも、前年比▲0.9%と前年割れに転じる結果となった（図表7）。

図表6：香港への渡航者数（全体、中国本土）



図表7：2008年第4四半期の渡航者数

	2008年		2008年3Q		2008年4Q	
	構成比	前年比伸び率	前年比伸び率	前年比伸び率		
中国本土	16,862,003	57.1	8.9	9.4	4.4	
台湾	2,240,481	7.6	0.1	0.7	▲3.8	
日本	1,324,797	4.5	0.0	0.7	2.3	
アメリカ	1,146,364	3.9	▲6.9	▲13.4	▲16.6	
韓国	904,320	3.1	3.2	▲4.8	▲27.0	
マカオ	696,829	2.4	11.3	21.3	14.0	
オーストラリア	643,538	2.2	1.6	▲7.3	▲3.2	
シンガポール	632,637	2.1	0.1	▲14.7	3.3	
イギリス	563,984	1.9	▲6.2	▲16.6	▲14.6	
渡航者総数	29,506,616	100.0	4.7	3.4	▲0.9	

(資料)Hong Kong Tourism Board

2. 内需関連産業の市場動向

こうした消費動向のなかで、香港の内需関連産業の市場動向にも変化が生じつつある。小売業、外食業、ホテル業について順にみていく。

①小売業

香港の小売業の名目ベースの売上高は、2008年通年でみれば前年比10.6%増となった。しかし、2008年第4四半期のみをみると、伸び率が前年比0.9%増にまで鈍化している（図表8）。同時期の品目別売上高の前年比伸び率をみると、生活必需品である食料品（除くスーパー）が前年比9.3%の伸びを維持したのに対し、宝飾品・時計類が前年比▲4.4%、自動車・自動車部品が同▲27.2%、衣料品・靴が同▲2.4%、電化製品が同▲0.3%と、高額耐久消費財や装飾品等への消費が手控えられ始めた様子が窺える。

図表 8 : 小売業の品目・業態別売上高 前年比伸び率 (名目ベース)

(単位:%)

品目(業態)	2008年	2008/1Q	2008/2Q	2008/3Q	2008/4Q
宝飾品・時計類	13.1	24.1	22.2	13.6	▲ 4.4
自動車・自動車部品	3.1	32.9	6.6	8.4	▲ 27.2
衣料品・靴	8.0	19.8	12.2	3.8	▲ 2.4
電化製品	9.7	14.6	11.8	13.4	▲ 0.3
百貨店	8.6	17.2	10.5	6.2	2.1
家具	12.3	14.5	12.8	14.4	7.3
食料品(除くスーパー)	11.5	10.0	15.2	12.1	9.3
スーパー	11.1	13.2	12.1	11.1	8.2
全体	10.6	17.6	14.3	10.5	0.9

(資料)Hong Kong Census and Statistics Department

②外食業

外食業については、今のところ売上鈍化のペースは小売業ほどではなく、2008年第4四半期についても、名目ベースの売上高は前年比 8.3%増となった(図表 9)。外食は、特に共働き世帯の割合が高い香港では、高額耐久消費財や宝飾品の購入に比べて生活上の必要性が高いうえ、支出額そのものも相対的に大きくないことが要因と考えられる。しかし、それでも2008年第2四半期まで年率 15%を上回る伸びを続けていた点を踏まえると、足元で売上高の伸びが鈍化し始めていることには変わりはなく、業態別にみると、特に洋食や和食等の非中華レストランやアルコール類を提供する飲食店の売上高の伸びが鈍化している様子が窺われる。一方、一般的に客単価が低いファーストフードは、2008年第4四半期も前年比 8.6%の伸びを確保、消費低迷下でも底堅い伸びを示している。

図表 9 : 外食業の業態別売上高 前年比伸び率 (名目ベース)

(単位:%)

品目(業態)	2008年	2008/1Q	2008/2Q	2008/3Q	2008/4Q
中華レストラン	14.2	16.9	16.5	14.2	9.9
非中華レストラン	13.0	17.7	15.6	13.8	5.3
ファーストフード	10.5	10.9	11.5	11.0	8.6
バー	13.7	20.7	19.0	12.9	4.1
その他	8.3	10.9	10.6	8.4	4.3
全体	13.1	16.0	15.3	13.4	8.3

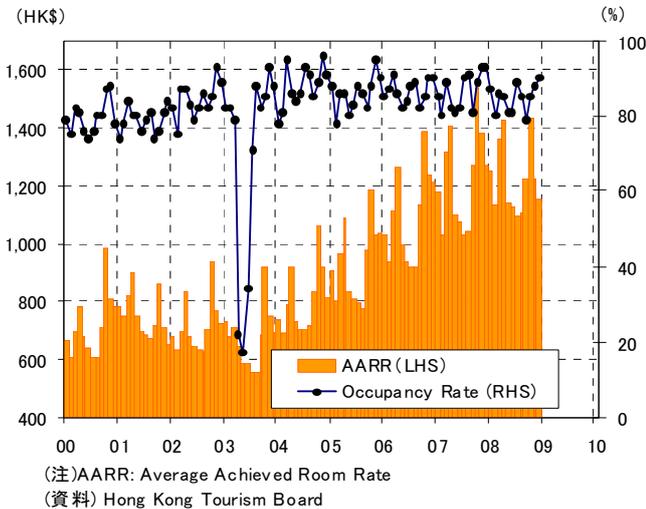
(資料)Hong Kong Census and Statistics Department

③ホテル業

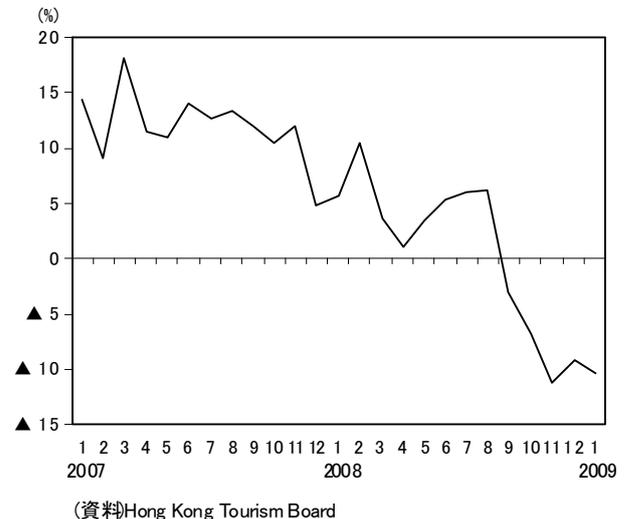
ホテル業の客室稼働率をみると、2008年通年が前年比▲1ポイントの 85%、2008年10~12月も 85~90%と今のところ大きく急落している様子は窺われないが、世界景気の後退と海外からの渡航者数減速の影響は、客室単価の下落に現れている。もともと海外からの渡航者数が右肩上がり拡大していた2003年から2008年半ばにかけては、根強い需要を背景にホテル各社が客室料金を引き上げることに成功してきたことから、客室単価は年率 5~10%のペースで上昇を続けてきた(図表 10)。ところが、先述の通り2008年第4四半期以降、海外からの渡航者数が前年割れ

に転じるなかで、業界全体としての需給が緩和し始め、客室単価も前年を1割程度下回る水準で推移している(図表11)。

図表10：ホテル業の客室稼働率・客室単価



図表11：客室単価の前年比伸び率



以上、香港の内需関連産業の市場動向をみる限り、香港市民と海外からの渡航者を含めた消費者の間では、不要不急の贅沢品や高額品の購入を手控える動きや低価格志向を強める動き、買い得感を求める動きなどが広がりつつあるとみてよさそうである。

3. 今後の見通し

①香港の個人消費

この先についても当面、香港の個人消費の回復には多くを期待できそうにない。

まず、香港市民の雇用所得環境の一段の悪化が懸念される。香港政府は、香港の2009年の経済成長率について、通年としてはアジア通貨危機以来となる▲2～▲3%のマイナス成長になるとの予測値を公表しているが、企業の間でも景況感は悪化する方向にあり、雇用調整の動きがさらに広がる可能性が高い。実際、香港政府が行った企業の景況感調査では、対象企業の59%が2009年第1四半期について前期(2008年第4四半期)よりも悪化するとしており、金融・保険業、貿易・卸売業、建設業、製造業を中心に、ほぼすべての業種に属する企業が前期よりも雇用者数を減らす旨を回答している。また、このように企業の業績自体が厳しい状況を強えられる可能性が高いところに、欧米を中心とする金融機関の経営安定化には今しばらくの時間を要するとみられることなども勘案すると、消費低迷の2つ目の要因に挙げた資産価格の本格回復も今しばらくは期待薄であろう。

さらに、海外からの渡航者数についても伸び悩むことになりそうだ。たしかに、この先も中国本土からの渡航者数は前年比プラスを維持する可能性が高い。中国でも景気の減速感が強まっているとはいえ、2008年第4四半期の社会消費品販売総額が20.6%増となるなど相対的に消費が堅調に推移しているうえ、香港政府と広東省政府が2009年4月から深圳市の戸籍保有者(220万人)に対し、1年間に何度でも香港を自由に往復できるマルチビザを発給することを決定するなど、景気対策の一環として香港への旅行者増を後押しする政策が打ち出されたためである(注)。しかし、欧米を中心とするその他の国・地域については、経済のマイナス成長が予想されるなか、香港へ

の渡航者数も大幅な前年割れが避けられそうになく、渡航者数全体についても冴えない展開を強いられよう。実際、香港観光発展局は、2009年の海外からの渡航者数を前年比▲1.6%（中国本土4.1%増、その他の国・地域▲9.2%）と予想している。

こうしてみると、中国本土からの渡航者数の増加が期待されるとはいえ、総じてみれば明るい材料は乏しいと言わざるを得ないのが実情で、実際、香港小売管理協会は、2009年通年の小売業全体の売上が前年比▲3～▲5%になるとの見通しを表明している。

(注)また、2009年5月からは、深圳市の戸籍を持たない深圳市民（640万人）についても、農村部を中心とする戸籍地に戻らずとも香港への個人旅行を手続きできる制度が導入される予定。さらに、そうした措置の広東省全域への拡大も検討されている。

②内需関連産業に求められる取り組み

こうしたなか、香港の内需関連産業においても、現状を踏まえた対策を講じていくことが求められよう。

何よりもまず、品揃え・プロモーションの工夫が肝要となろう。先に触れた通り、消費の減速感が強まるなかでも、小売業におけるディスカウント業態や外食業におけるファーストフードチェーンなど、低価格や買い得感を売り物とする店舗が相対的に安定した売上を挙げている模様であり、各社の間では、低価格や買い得感をアピールしつつ、消費者の来店・購買意欲を刺激していくことが重要と考えられる。この点については、ディスカウント業態やファーストフードチェーン等に限らず、「価格」よりも「高品質」や「良好なサービス」、「ブランド力」などを売り物とする企業にとっても同様であろう。むろん、これら企業の場合、闇雲に低価格シフトを進めれば却って存立基盤を失うことにもなりかねないため、慎重に取り組んでいく必要はあるが、それでも全体の価格帯やコンセプトを維持しつつ消費者の目を引くような目玉商品を用意したり、価格帯を引き下げたセカンドブランドを立ち上げるなど、集客のための仕組み作りが求められよう。一般に、香港市民は価格にシビアに反応すると言われており、実際、単価1香港ドル（約12円）という思い切った目玉商品を用意することで話題を作り、集客数を1割近く伸ばしたショッピングモールもみられている。加えて、プロモーションという観点では、中国本土からの渡航者の取り込みも従来以上に重要性を増していくことになろう。既述の通り、この先、集客面において、中国本土からの渡航者への依存度が一段と高まるのは間違いないと考えられるためである。実際、小売・外食店舗のなかには、既に集客の3～5割を中国本土からの渡航者に依存しているところもみられるが、各社の間では、さらなる集客アップに向け、中国本土内での宣伝広告費を増やす、深圳市内からの直通バスを新設・増発する、中国本土の銀行と連携して本土で貯めたクレジットカードのポイントを香港で利用できるようにするなどの取り組みが広がりつつある。

また、こうした品揃え・プロモーションの工夫を進めると同時に、業務効率化・コスト削減や店舗のスクラップ&ビルドに取り組んでいくことも不可欠であろう。上述のようなプロモーションを進めるに当たっては、当然のことながら原資を捻出する必要があり、業務の見直しや省力化、アウトソーシングやパートタイムの活用など、聖域を設けず抜本的な業務効率化・コスト削減を進めていくことが肝要となる。さらに、業務効率化やコスト削減を進めても立地や賃料の問題で採算確保が難しい店舗に関しては、スクラップを決断せざるを得ないケースも現れてこよう。ただし、香港全域で賃料下落やテナント入れ替えが進む局面は好立地を確保するチャンスであるとも言える。地元の不動産仲介業者の間では、2009年内、商業店舗の賃料は繁華街で▲5～▲10%、その他のエリアで▲10～▲20%下がるの見方もあり、この機に乗じて虎視眈々と好立地での店舗増を狙っている小売・外食業者も存在するようだ。

こうしてみると、景気の後退感が強まるなかで全体としては事業環境が厳しさを増していくとみられる香港の内需関連産業であるが、今後の取り組みの巧拙によって各社の明暗が分かれていくことになりそうだ。

以 上

(執筆者の連絡先)

株三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在 大榎 靖崇

住所：6F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

TEL：852-2249-3030 FAX：852-2521-8541 Email：Yasutaka_Oenoki@hk.mufg.jp



全人代後の市場について

三菱東京UFJ銀行(中国)
市場業務部
為替資金課長 田中 裕公

3月5日より全国人民代表大会(以下、全人代)が開催される。昨年11月に公共投資を中心とした4兆元の景気対策が発表され、その計画の執行状況の報告や関連事項に伴う法整備、予算問題などが審議される。昨今全人代に向けた動きが徐々に明らかになってきたことから、今後の市場動向を考察してみたい。

《景気刺激の内容》

2月23日胡錦濤国家主席が主宰した中国共産党中央政治局会議は北京で全人代に提出する国务院政府活動報告について取り纏めを行った。報告では、2009年は今世紀に入り中国経済にとって最も困難な1年となり、リスクを常に認識し積極的に果敢に対応することが謳われた。そのために政府部門は国際金融危機への対応策として、安定した経済発展に重点を置き以下の内容を党中央の指導下で改革路線と社会主義の近代化を進めてゆくことを決めた。

- ① 政府による投資を拡大し、大規模な産業復興計画を作成する。
- ② 社会保障水準の引き上げを図る。
- ③ 内需、特に消費需要の拡大に力を入れる。
- ④ 安定した農業の発展と農民所得の増大を図る。
- ⑤ 社会福祉の健全化を図る。

特に注目されているのは上記社会保障の引き上げである。党中央は全国民に対する社会保障問題の解決が将来の不安を払拭し、消費に刺激を加える有効なポイントと分析している。具体的には養老保険待遇の改善や医療保険のカバー範囲の拡大といった対応である。財政収入が社会保障支出を通じて低所得者層に流れる仕組みができれば、内需拡大の効果はインフラ建設への直接投資を上回ると見られている。

《拡大する財政赤字》

さて、全人代で審議される予算については以下の通り、昨年11月に発表された4兆元の景気対策の中央財政と地方財政の支出増加額はそれぞれ1.18兆元、2.82兆元となる。

各年度の中央と地方の負担割合 【表1】 (単位：億元)

	2008年度	2009年度	2009～2010年度未発表分	合計
中央財政投入	1,200	350	10,250	11,800
地方財政投入	2,800	950	24,450	28,200

国家發展改革委員会発表及び各種報道より三菱東京UFJ銀行(中国)市場業務部作成

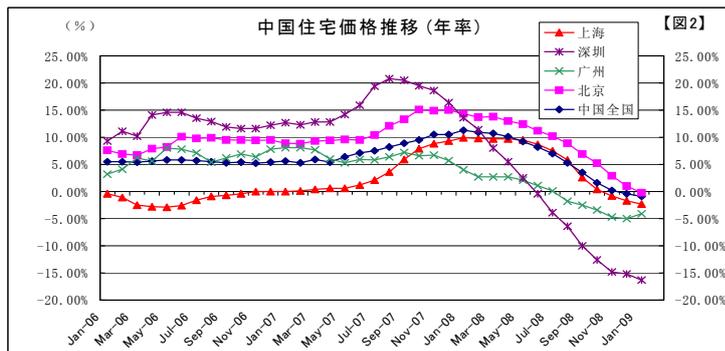
国際金融報は、中国政府が全人代に提出される2009年度予算案に、過去最大となる9,500億元(約13.2兆円)の財政赤字を盛り込む方針と報道した。財政赤字の規模は前年の約1,100億元から9倍に増加する見込だ。国際的な景気悪化に伴う税収減少で今年1月の財政収入は6,131億元(約8.6兆円)と前年同月比17.1%減に拡大した。財政収入は昨年10月に同0.3%減と減少に転じて以来、企業の生産活動の縮小に伴い企業所得税が同16.7%減と落ち込んだことが大きい。



出所:ブルームバーグデータより作成

《資金繰りに悩む地方》

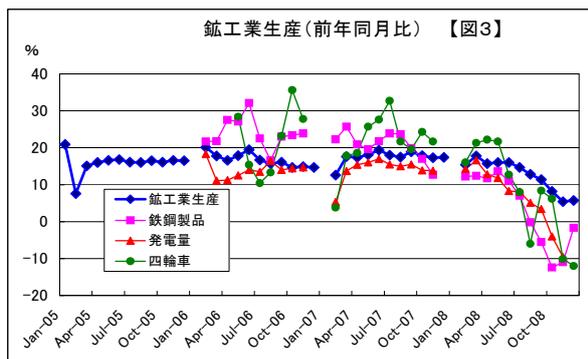
上記の通り歳入は減少傾向とはいえ、全体の歳入規模から見れば中央財政にとって財政赤字を負担する能力に問題はないが、地方財政には問題が残る。これまで大きな税収源となっていた土地使用権譲渡による収入や地方税の収入は、不動産価格の下落に伴い大幅に低下したためである。中国の予算法によると地方政府による地方人民政府債の起債は禁止されている。これは地方政府による地方人民政府債の乱発を防ぐ狙いからで、「赤字予算は組めない」と規定されている。



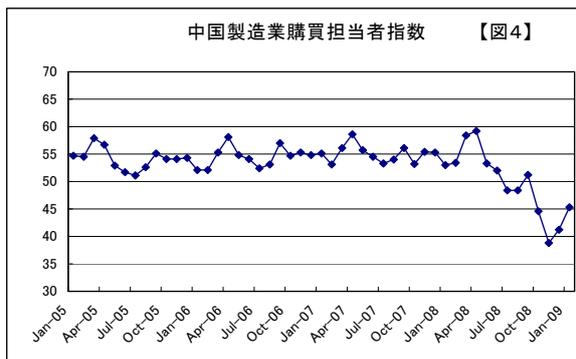
出所:全国发展改革委員会

そこで中央政府が約 2,000 億元の地方人民政府債発行の肩代わりをし、地方の景気対策に対する資金調達を行うか、または法改正により禁止されていた地方政府による発行を行えるようにするか、その対応が検討されよう。今年度中央政府（および発行が解禁されれば地方政府）が発行する起債額は 7,500 億元を超えると見られている。しかしこの金額は 2008 年の GDP30.07 兆元の 3%以内であることから全人代では認可するものと思われる。なお、日本の 2009 年度 GDP 比新規国債発行予定額は 6%に近い数字と見込まれている。

《金利への影響》

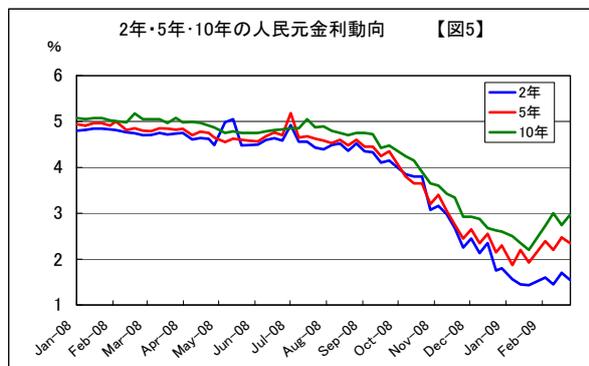


出所)ブルームバーグデータより

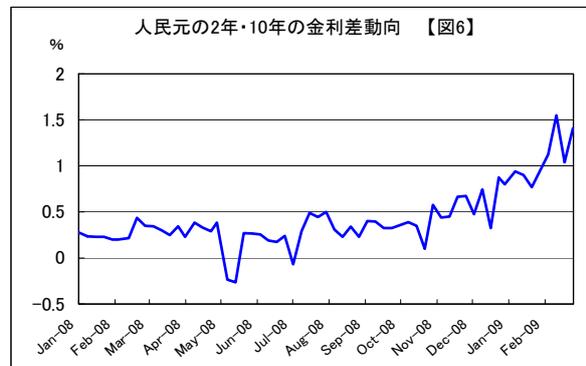


出所)ブルームバーグデータより

4兆元の景気対策期待や貸出の総量規制の撤廃、2008年後半に行われた金融緩和の効果もあり、足下一部の指標には改善基調が見られる。図3のように12月の鉱工業生産は鉄鉱製品の伸びを背景に下げ止まった。また図4の中国製造業購買部担当者指数を見ても同様に反発。これらの反発に伴い、図5のように長期金利を中心に市場金利は下げ止まった。今後も政府が試算する通り、この景気対策でGDPを2.0~2.5%引上げられる効果が出てくれば、景気関連指標は底堅く推移することが見込まれる。

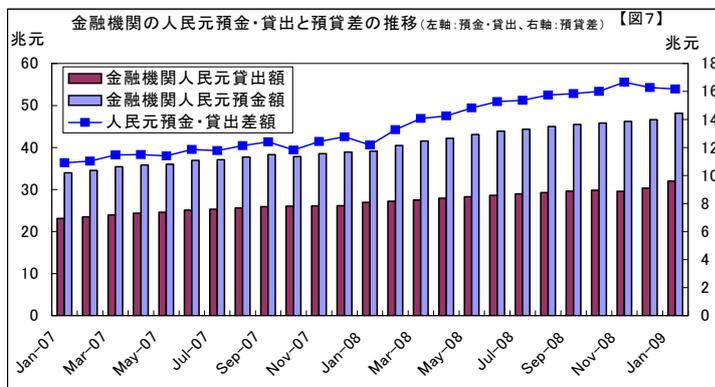


出所)ブルームバーグデータより作成



出所)ブルームバーグデータより作成

一方で金利の反発は長期金利を中心に起こっている。これは先に示したように政府による支出が増加し長期債の増発懸念を市場が感じ始めた動きでもあろう。現在、市場に流通している債券は約12兆元(国債4.3兆元、中銀手形4.6兆元、金融債3.0兆元、その他0.1兆元、出所:ブルームバーグ、ロイターより)。これに対し金融機関の余剰資金は図7のように16兆元。金融機関の保有債券が97%以上と見込んでも、今のところ債券運用に十分な資金は金融市場に確保されている。しかしながら今後も同様に財政収入が落ち込み、国債の発行額が著しく増加するようであれば、長期金利の上昇を招きかねない。

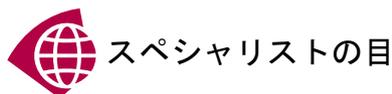


出所)中国人民銀行より作成

胡錦濤国家主席が提出する国務院政府活動報告に示されているように、常にリスクを認識しながらの舵取りとなる。長期金利の上昇は政府が支払う利息を上昇させ、社会保障による長期的な安定とは裏腹に国民に利息負担を長期的に負わせることになる。景気回復を目指し果敢に攻めることで、結果税収を増やすことができるか、市場は冷静な目で全人代を見ている。

(2009年2月27日)

(執筆者のご連絡先とメッセージ)
三菱東京UFJ銀行(中国)市場業務部
E-mail:hirokuni_tanaka@cn.mufg.jp
TEL:+86-(021)-6888-1666(内線)2940



税務会計:中国の会計・税務

プライスウォーターハウスクーパース中国

会計、税務について、日頃日系企業の皆様からご質問を受ける内容の内、実用的なものについて、Q&A形式で解説致します。

◆会計 (担当: 吉田 将文)

Question :

中国企業会計準則(新会計基準)を適用する場合、固定資産の取得原価の確定に際して、当該資産の除却費用を考慮する必要があると聞きましたが、当該会計処理にかかる留意事項について教えてください。

Answer :

新会計基準においては、固定資産の取得原価の確定に際して、当該資産の除却時に必要な将来費用を考慮しなければならないとされております<企業会計準則第4号-固定資産、第13条>。これは、ある固定資産に除却義務があり、かつ除却費用が見積もり可能な場合に、その金額を当該固定資産の購入時に取得原価の一部として計上するという考え方であります。また金額の重要性に応じて、将来費用について割引現在価値計算を用いるかどうかを検討する必要があります。なお、このような除却義務のない固定資産の除却費用は現行の会計基準と同じく、発生時に固定資産の処分費用として会計処理を行います。

当該会計処理は、将来発生することが確定している除却費用を、固定資産の取得原価として計上し減価償却計算に反映させる一方、見積もり可能な資産除去債務も財務諸表上で開示することで、より透明性の高い業績の開示が行われることを目的としたものであります。

上述した、見積もり可能な除却費用としては、国家の法律や行政法規、国際条約等の規定に基づき、企業が環境保護と生態系の回復等の義務のために負担すべき支出、たとえば、核施設や石油ガス採掘施設等の廃棄や、環境回復義務(アスベスト除去や土壌汚染等)のための除却費用、更には当該資産に関連する各種契約において除却時に負担すべきとされる除却支出等が想定されます<企業会計準則第4号応用指南-固定資産>。

実務上、どのような固定資産や費用が対象となるかの判断にあたっては、環境問題にかかる専門的、技術的な知識が必要となるかと思われまます。企業の環境問題に対する社会的責任が拡大する中で、該当項目のある企業は、早い段階で除却費用及び資産除去債務の金額を把握し、合理性・客観性を事後的に証明しうる資料も準備しておく必要があります。

最後に、新会計基準の適用初年度においては、見積もり負債の認識条件を満たしており、かつ以前に資産の原価に算入されていない除却費用がある場合、追加計上すべき償却費について、留保利益を修正するものとされております<企業会計準則第38号-企業会計原則の初年度適用、第7条>。

◆税務 (担当：後藤 洋一)

Question :

増値税の改正動向について教えてください。

Answer :

『中華人民共和国増値税暫定条例』及び当該実施細則が公布された後、国務院により引続き関連法規が公布され、関連する具体的な項目に係る明確化が行われました。関連する重要法規について、以下の通り検討内容を紹介いたします。

● 『財政部、国家税務総局による全国における増値税改正に関わる若干問題に関する通知』(財税 [2008] 170号) (以下、「170号」と略す)

170号に基づき、変更後の「消費型増値税」制度下での問題について更に明確化されました。

- 仕入増値税の控除可能な固定資産は、2009年1月1日以降(当日を含む)に購入され、かつ2009年1月1日以降に発行される増値税控除証憑を取得しなければならない。
 - 2009年1月1日以降に購入又は製造される中古固定資産については、適用税率(17%又は3%)にて増値税が課される、と規定されている。また、2008年12月31日以前に購入又は製造された中古固定資産については、4%の徴収率に追加50%の税額控除にて増値税が課される、と規定されている。
 - 仕入増値税を既に控除した固定資産を会社福利や個人消費用に利用する場合、既に控除を行った仕入増値税額は、当該控除が取消される。
 - 使用済の固定資産が売却とみなされ、売却価額が確定できない場合、固定資産の帳簿価額をもって売却価額とする。
- 『財政部、国家税務総局による外商投資企業の国産設備購入に関わる税金還付政策の停止に関する通知』(財税 [2008] 176号) (以下、「176号」と略す)

外商投資企業が投資総額内で購入した国産設備に関する増値税全額還付の優遇税制が取消されることになりましたが、176号において、当該取消しに係る過渡的な取扱が公表されました。主な内容は以下の通りです。

- 外商投資企業が2009年6月30日以前(当日を含む)に購入した国産設備について、増値税専用発票の必要情報に誤りがない場合、関連条件を満たせば旧規定に基づく増値税還付政策を引続き享受できる。
- 既に増値税還付優遇を享受した国産設備に係る増値税額は、仕入増値税額として売上増値税額より控除してはならない。
- 既に増値税還付を享受した国産設備については、5年間の監督管理期間内において、企業形態が内資企業へ変更した場合、譲渡や贈与等により資産所有権の移転がなされた場合、若しくはリース・再投資等が発生した場合、既に還付された税金について、固定資産の帳簿価額に基づき所轄税務当局に返還納税する。

- 『財政部、税関総署、国家税務総局公告 2008 年第 43 号』（以下、「43 号」と略す）及び税関総局公告 2008 年第 103 号（以下、「103 号」と略す）

43号と103号に基づき、2009年1月1日より下記の奨励型項目に従事する納税者に対する輸入設備に係る増値税免税優遇税制が正式に廃止となりました。

- 1) 国家奨励の国内投資項目及び外商投資項目
- 2) 外国政府による貸付及び国際金融組織による貸付項目
- 3) 外国企業から無料で設備輸入を行っている加工貿易企業
- 4) 中西部地域における外商投資優勢産業項目
- 5) 外商投資企業及び外資設立の研究開発センターが自己資金利用による技術改造項目
- 6) ソフトウェア生産企業及び集積回路生産企業
- 7) 都市公共交通施設項目
- 8) その他増値税免税政策の参照項目

一定の条件を満たせば、上記項目に該当する納税者は6ヶ月の過渡的な優遇政策を享受できます。例えば、加工貿易企業に対し外国企業により提供される無料設備については、2008年12月31日以前に既に加工貿易手帳登録手続きを行い、2009年6月30日以前に関連設備の輸入通関が行われた場合、旧免税規定に基づき、輸入増値税を免除することができます。尚、輸入設備に関する増値税免税政策が取消された一方、輸入関税に関する免税政策は今後も継続して有効となります。

上記の新政策による企業のキャッシュフローへの影響を可能な限り減少させ、関連した過渡的な政策を最大限に享受するため、固定資産の購入計画を慎重に検討されることをお勧めします。また、輸入設備のリースや、保税区内における生産拠点の新設などを通じて、企業のキャッシュフローへの影響を減少させることも考えられます。

新増値税条例公布の後も、不明確な箇所が未だ多数残っており、関連機関による更なる明確化が期待されます。例えば、旧増値税条例においては、納税者が自家用の固定資産を販売し、販売価格が原価を下回る際の増値税免税が規定されていましたが、新条例においては、当該規定が引続き有効となるか否かについて、未だ明確化されていません。増値税改正の進展について、我々は引き続き留意し、情報を更新いたします。

(執筆者のご連絡先とメッセージ)
プライスウォーターハウスクーパース中国
中国日系業務担当パートナー 齊藤剛
中国上海市湖浜路 202 号普華永道中心 11 楼
Tel : 86+21-23238888
Fax : 86+21-23238800

人事: 経済危機が導く中国ビジネス推進モデルの変換

マーサー ジャパン 株式会社
シニアコンサルタント 小笠原 尚史

今号から、三菱東京 UFJ 銀行「BTMU 中国月報」における人事のテーマについて、マーサーが担当させて頂くことになりました。マーサーは、全世界 40 カ国 180 都市にわたるグローバルネットワークを有し、18,000 人以上のスタッフを擁する世界最大級の組織・人事コンサルティングファームです。日本では東京に、中国大陸では北京・上海・広州・大連・南京・深圳に、加えて香港と台湾に拠点があります。マーサージャパンとマーサーチャイナのコンサルタントによる執筆チームを組成し、人材マネジメントに関わる情報を様々な角度から発信していく予定です。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、この号では、現在日本国内において猛スピードで進んでいる企業の人員構成見直しの取組が、中国ビジネス推進のあり方に与える影響について、考えてみたいと思います。

駐在員供給力の脆弱化と「駐在員モデル」の限界

今回の経済危機を受け、ここ数ヶ月は国内の非正規労働者への処遇についてマスコミが大きく取り上げています。そしてここ数週間は、グローバル規模の人員削減や国内正社員の報酬減額といった人件費削減策に関するニュースが増えています。本原稿を書いているのは2月中旬ですが、2010年度の国内新卒採用凍結・抑制の記事が、ここ数日、特に目につくようになってきました。現在の人員削減のみならず、将来の必要人員抑制にまで意思決定せざるを得ないところに、企業の苦しい経営状態が垣間見えます。

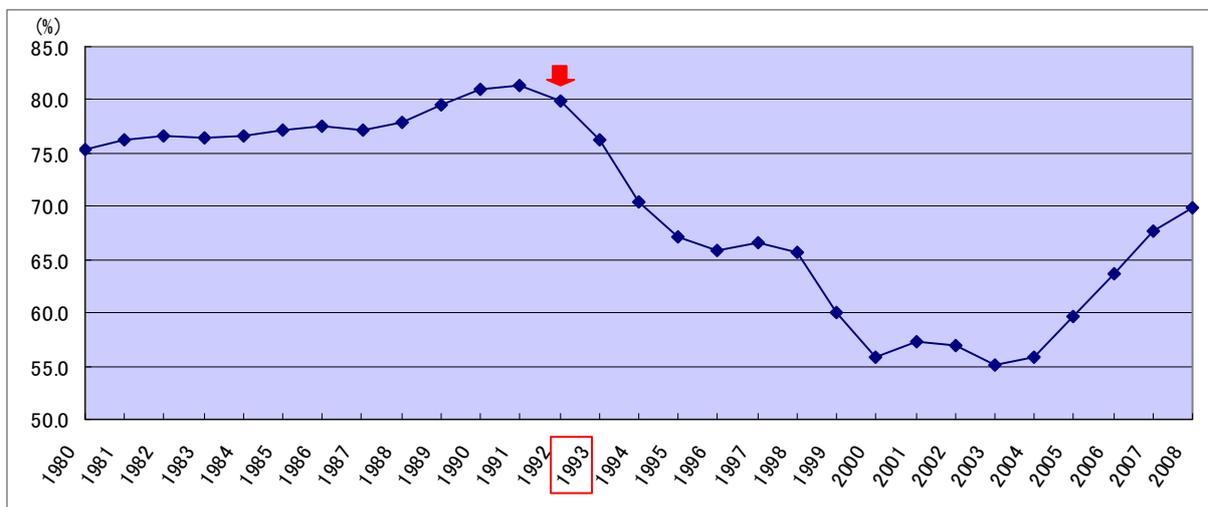
何百人という新卒採用抑制の意思決定を下した企業には、外需依存度が高い製造業が多く含まれています。いち早く事業をグローバル化し、世界各地で生産・販売体制を構築してきた歴史を持つ企業と言い換えることもできます。これらの企業は、中国において積極的に事業展開してきた経緯があるのではないのでしょうか。人件費を大幅に削減・抑制する施策が実施・検討されている中、中国ビジネスについても短期的にはブレーキが踏まれることがあるかもしれません。しかし減速する世界経済環境下で数少ない成長市場である中国では、早晚アクセルをふかすタイミングがくるでしょう。従って、中国における人材需要のトレンドは引き続き堅調であると考えられます。

これらの企業の中国展開は、主な経営幹部ポジション・管理職ポジションを日本からの駐在員が占めて事業を展開する形、すなわち「駐在員モデル」で行われてきたケースが多いと推察されます。合資であっても、経営ガバナンスや技術移転の観点から、駐在員が果たしてきた役割は大きいと思います。マーサーでは2000年から日本人コンサルタントが上海に常駐し、中国における日系企業のコンサルティング支援に注力していますが、典型的なコンサルティングプロジェクトを振り返ると、日本人コンサルタントが日本人総経理・経営幹部・管理職と、中国人コンサルタントが中国人人事担当者や一般社員とコミュニケーションをとるといった分業体制となっています。最近では経営幹部や管理職に中国人がいるクライアントが増えているものの、基本的にこのプロジェクト体制は過去10年大きく変わっていません。このことから、多くの日本企業が「駐在員モデル」で中国ビジネスを推進してきたことが伺えます。

「駐在員モデル」の前提は、日本本社側に駐在員候補が十分にいることです。しかしながら、特にここ数年、「駐在員が足りない」という声を企業から聞く機会が増えました。この状況を生み出した要因のひとつに、中国を含む新興国でのビジネスの急激な拡大に伴った駐在員需要の急伸があることは、多くの企業が感じているところだと思います。「成長に人員が追いついていない。もっと日本人を送ってくれ」と悲鳴を上げる日本人総経理、「国内も忙しいので、なんとか現存メンバーでがんばってくれ」という本社、こういう構図は多くの企業で見受けられます。

これとは別に、あまり語られることの無いもうひとつの要因があります。それは、駐在員の供給力が構造的に低下している、ということです。日本の企業は様々な役職・年次の社員を海外に駐在員として送り出していますが、ボリュームゾーンは30代から40代、というところではないでしょうか。下の図1は、大学卒業者の就職率を示していますが、これを見るとバブル崩壊後若干の時間を置いた1993年を境に、大卒者の就職率が下落に転じていることが確認できます。

(図1) 大学卒業者 就職率推移



出所 文部科学省 学校基本調査

筆者はこの1993年に大学を卒業し、社会人になりました(現在38歳)。大学時代は電話帳のように分厚いアルバイト情報誌を開けば割りのいいアルバイトがいくらかでも見つかりましたが、社会人になったら景気が悪くなっていました。そして入社後、景気の低迷は続き、新卒採用環境も年々悪くなっていったことを思い出します。このときに社会人になった世代が、いま、駐在員として適任の年齢になっているのです。この間、大卒者の数そのものは緩やかに増えていることを考慮しなければなりません、図1から、いわゆる「失われた10年」の頃、企業の新卒採用はそれ以前に比べて慎重であったことが読み取れます。そして、時を経た今日現在、駐在員に適した年齢期の社員母数の縮小傾向を作り出すに至っています。

さらに、単に人員数だけでは語れない違う側面の要因が加わります。海外駐在に抵抗する人が増えているのです。欧米なら行くけど、新興国ならイヤ、という話もよく聞きます。欧米拠点の現地化は推進しつつあり駐在ニーズは小さくなるトレンドがあります。一方、これから発展する新興国への駐在ニーズは大きくなるばかりです。社員の志向と経営サイドの志向が整合していない状況であると言えます。また、家族の都合(配偶者が会社勤めを継続したい、子供の受験がある等)で海外に行けない社員も増えていると聞きます。つまり、駐在員候補者母数の減少に加えて、海外駐在を希望しない社員が増えており、駐在員供給力そのものが脆弱化の方向にあるのです。

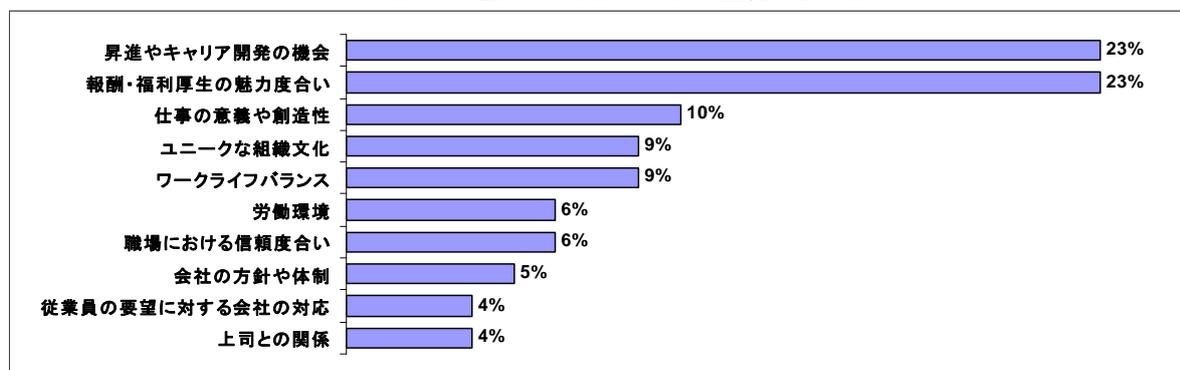
日本企業は、構造的な駐在員需給ギャップに直面しています。そして、この経済環境下において、企業はやむなく新卒の採用を抑制しようとしています。2010年度の新卒は、グローバル経済が加速する中、10年後には駐在が期待される戦力となっているでしょう。しかし、採用を抑制したのために、駐在員候補者の母集団は小さくなります。とても、需給ギャップの恒常的な改善を期待できる状況にはないようです。このことが意味することは何でしょうか？ そもそも中国を「市場」として見た時に中国人に任せたほうが良いというビジネスロジックとも相俟って、従来どおりの「駐在員モデル」を離れ、新しいビジネス推進のあり方を具体的に検討する時期に来ている、ということを示唆していると考えられないでしょうか？

幹部ポジション・管理職ポジションを担える中国人人材の増加シナリオ

とはいえ、特に中国においては、駐在員モデルから離れることに現実味を覚えない企業も多いと思います。「そもそも、任せられる中国人がいない」というのが典型的な意見です。マクロ視点で、この意見を分析してみます。中国において大学卒業生の就職が個人選択へ完全自由化されたのが1999年、いまから10年前です。それ以前は、基本的には「分配制度」のもと国営企業への就職が国家により振り分けられていました。従って、主体的に外資系一般企業でキャリアを積もうとするビジネスマンの歴史はここ10年のものであり、多くのキャリアはまだまだ発展途上の段階にある、というのは恐らく事実でしょう。すなわち、社会全体として、経営幹部ポジション・管理職ポジションを担える中国人人材の絶対数が現時点ではまだ少ないのです。ビジネスロジックの判断から中国人に任せたいと思っても、任せられる中国人の供給が限定的であるがゆえ、当面は駐在員モデルを堅持しなければならない、という判断は確かに一定の合理性がありそうです。

但し、繰り返しになりますが、バブル後に新卒採用を抑制し、そしてまたこれから新卒採用を抑制すれば、駐在員供給力は先細りになることは明らかです。一方、過去に日本で新卒採用が抑制されていたのとはほぼ同じ時期、中国は大卒者の就職を開放路線に転じました。外国企業（欧米・日本・韓国など）や中国企業が経済活動を活発化させるにつれ、企業の数もキャリア機会も増え、ビジネス経験値が高い中国人は増えています。下記図2はマーサーが主に欧米企業に勤務する中国人に対して行った調査の結果ですが、ここからも読み取れるように、多くの中国人人材は发展空间（キャリア機会）を求める食欲さを持っています。そう考えると、経営幹部ポジション・管理職ポジションを任せられる中国人人材の層の厚みが急速に増してくることは想像に難くありません。

(図2) 中国人が職業選択の際に重視する要因



出所 Mercer's Greater China Attraction and Retention Survey, 2006 N=114

また、企業サイドである程度コントロール可能な現実的アプローチとして、本社で中国人留学生の採用を行い、中国への人材供給源とすることが考えられます。昨今は、実に多くの企業が中国人留学生を本社で採用しています。当初は日本と中国の橋渡し役的な機能を担っている彼ら／彼女らが、将来は幹部として中国拠点で活躍するというシナリオを既に多くの企業で持っているかもしれません。中国に戻った元留学生が、その企業の中で、はたまた发展空间を求めて他の企業で要職を担っていくことができれば、中国人人材の厚みが増すことに繋がります。このように、経営幹部ポジション・管理職ポジションを担える中国人人材の絶対数は確実に増えていく傾向にあると言えます。「そもそも、任せられる中国人がいない」という理由は、近い将来に説得力をなくす運命にあると言えるのではないのでしょうか。

経済危機を機にした中国ビジネス推進モデルの変換

脆弱な駐在員供給力を顕在化させるのが、今回の新卒採用抑制の動きです。そして、中国人人材の絶対数が増えていく中、日本人に代わって中国人を積極的に要職に登用することが多くの日本企業にとってのチャレンジとなってきます。

ひとつ注意が必要なのは、中国人人材の絶対数が増えたとしても、国としての経済成長が続く限り、人材の獲得競争が熾烈を極めることに変わりはない、ということです。絶対数が多くなったから人材の獲得が容易になる、という話ではなく、中国人人材にとって魅力ある企業は、より有能な人材を獲得できる機会を得ることができ、その逆もまた真なり、という状況が待っているとと言えます。

駐在員供給力の脆弱化と中国人人材供給力の向上といった人材の需給面から紐解くと、駐在員モデルが瓦解する未来が見えてきます。駐在員がゼロになるということはないでしょうが、駐在員の数が大幅に減り、それに応じて役割が変わることは想定されることです。そして、いち早くガラスの天井を取り払い、发展空间を中国人人材に示せる日本企業に有能な人材が集まってくる、という時代になっていくでしょう。駐在員中心のビジネス推進から、中国人人材中心のビジネス推進へ。図らずも今回の経済危機が背中を後押しすることになりそうです。

(執筆者 問い合わせ/連絡先)

日本：マーサー ジャパン 株式会社
東京都新宿区西新宿 3-20-2 東京オペラシティタワー37階
TEL：03-5354-1483 (代表) FAX：03-5333-8137
小笠原 尚史 E-mail：hisashi.ogasawara@mercer.com

上海：美世諮詢 (マーサー・コンサルティング)
上海市淮海中路 300 号新世界大厦 36 階
TEL：021-6335-3358 (代表) FAX：021-6361-6533
前川 尚大 E-mail：takahiro.maekawa@mercer.com



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2樓	86-10-6590-8888
天津支店 天津濱海出張所	天津市南京路75号 天津国際大廈21樓 天津市天津經濟技術開發区第三大街51号 濱海金融街西区2号樓A座3階	86-22-2311-0088 86-22-5982-8855
大連支店 大連經濟技術開發区出張所	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11樓 大連市大連經濟技術開發区金馬路138号 古耕国際商務大廈18階	86-411-8360-6000 86-411-8793-5300
無錫支店	江蘇省無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10樓	86-510-8521-1818
上海支店	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯豐大廈20階	86-21-6888-1666
深圳支店	深圳市羅湖区建設路2022号 深圳国際金融大廈16樓	86-755-8222-3060
広州支店	広東省広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階	86-20-8550-6688

三菱東京UFJ銀行

成都駐在員事務所	四川省成都市總府街31号 成都總府皇冠假日酒店(ホテイインクワンワラサ)2617号室	86-28-8674-5575
瀋陽駐在員事務所	遼寧省瀋陽市瀋河区悦賓街1号 方園大廈7階705号	86-24-2250-5599
香港支店	8F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九龍支店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台北支店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階	886-2-2514-0598

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

三菱日聯諮詢(上海)有限公司	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯豐大廈23階	86-21-5888-3590
----------------	---------------------------	-----------------

【本邦におけるご照会先】

国際業務部 中国業務支援室

東京：03-5252-1648（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0944（代表）

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザー事業部 中国グループ 情報開発チーム

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さい。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。